

令和 5 年（2023年）10月 3 日（火曜日）

第 4 号

令和5年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

第4号

令和5年(2023年)10月3日(火曜日)

出席委員

委員長

久保秋雄太君

副委員長

瀧上綾子君

石川さわ子君

早坂貴敏君

前田一男君

丸山はるみ君

川澄宗之介君

佐々木大介君

林祐作君

道見泰憲君

菅原和忠君

阿知良寛美君

喜多龍一君

出席説明員

総合政策部長 三橋剛君

総合政策部次世代社会戦略監 水口伸生君

総合政策部地域振興監 菅原裕之君

総合政策部交通企画監 宇野稔弘君

総合政策部次長 清水茂男君

政策局長 天野紀幸君

官民連携推進局長 所健一郎君

計画局長 笠井敦史君

国際局長兼ロシア担当局長 近藤史郎君

地域創生局長 大野哲弘君

交通政策局長 千葉繁君

企業連携担当局長 阿部正幸君

国際企画担当局長 小林靖幸君

デジタル化推進担当局長 西本佳史君

総務課長 蓮見光志君

政策局参事 石井順一郎君

同 和泉雅也君

同 林下千栄君

官民連携推進局参事 福山琢也君

同 藤原和道君

計画推進課長 佐々木敏君

社会資本・強靱化担当課長 米谷功君

国際課長兼ロシア担当課長 早川由世君

国際企画担当課長 木下博史君

多文化共生担当課長 池田和明君

情報政策課長 笠井浩君

情報基盤担当課長 守山英男君

地域創生担当課長 奈良華織君

地域資源活用担当課長 守屋光君

移住交流担当課長 尾崎匡君

交通企画課長 菅野圭二君

地域交通担当課長 齋藤冬樹君

【第1分科会 10月3日 第4号】

選挙管理委員会
事務局 局長 上田 哲史 君

選挙管理委員会
事務局 次長 津久井 直子 君

会計管理者
兼 出納局長 森 隆司 君

出納局 次長 岩田 伸正 君

会計管理室 長 船木 誠 君

総務課 長 渡辺 厚義 君

財務指導課 長 阿保 恵一 君

総務部長
兼 北方領土対策
本部 長 山本 倫彦 君

総務部 職員監 谷内 浩史 君

総務部危機管理監 古岡 昇 君

総務部 次長
兼 行政局長 黒澤 政之 君

財産担当局長 清水 章弘 君

人事局長 飯田 滋 君

財政局長 木村 敏康 君

教育・法人局長 成田 正行 君

危機対策局長 吉川 政英 君

原子力安全対策
担当局長 村松 卓己 君

総務課 長 高見 里佳 君

財産課 長 平田 健男 君

管理運用担当課長 白幡 博久 君

人事課 長 古田 生介 君

給与サービス担当課長 菅井 信宏 君

財政課 長 松林 直邦 君

学事課 長 佐藤 敏尚 君

危機対策課長 大西 章文 君

原子力安全対策課長 稲場 勝敏 君

環境安全担当課長 松永 和敬 君

議会事務局職員出席者

議事課 主幹 加藤 隆行 君

議事課 主査 吉本 麻美 君

同 井端 卓君

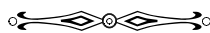
同 斉藤 晃俊 君

同 藤田 知樹 君

同 中川 典彦 君

同 中澤 正和 君

同 大西 健 君



午前 10 時 開議

○ 淵上綾子副委員長 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔吉本主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

菅原 和忠 委員

阿知良 寛美 委員

であります。

○ 淵上綾子副委員長 それでは、議案第1号及び第2号を一括議題といたします。

1. 総合政策部所管審査（続）

○**瀧上綾子副委員長** 10月2日に引き続き、総合政策部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

早坂貴敏さん。

○**早坂貴敏委員** おはようございます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、ふるさと納税の取組についてでございます。

ふるさと納税につきましては、今年度の大きな税制改正や今般の中国による日本産水産物の禁輸措置などを踏まえた道の対応などについて、我が会派の同僚議員から一般質問でも質問させていただいたところでありますが、ふるさと納税の取組を一層推進する観点から、さらに議論を深める必要があると考えるところであります。

そこで、以下、数点伺ってまいります。

まず、ふるさと納税の現状についてであります。北海道は、ふるさと納税の納税額でこれまで国内有数の実績があると承知をしているところでありますが、道と市町村の寄附額の推移など、ふるさと納税の現状について伺います。

○**瀧上綾子副委員長** 官民連携推進局参事福山琢也さん。

○**福山官民連携推進局参事** ふるさと納税の現状についてでございますが、本道におけるふるさと納税は、市町村をはじめ関係者の皆様の御努力に加え、北海道を応援してくださる方々から多くのお力添えをいただき、着実に寄附額は増加しており、昨年度の寄附実績は、道と市町村の合計で約1453億円と、4年連続で全国1位となっております。

この内訳を見ますと、道に寄せられた寄附額は、令和元年度が約820万円、令和2年度は約5億8550万円、令和3年度につきましては約2億4090万円、令和4年度が約5億5720万円となっており、道内市町村に寄せられました寄附額は、令和元年度が約660億円、令和2年度は約969億円、令和3年度につきましては約1215億円、令和4年度が約1447億円となっております。

以上でございます。

○**早坂貴敏委員** 本年10月からふるさと納税の指定基準が厳しくなりまして、各市町村は次期の指定申請に向けて大変御苦勞をされているというお話は伺っているところでありますが、こうした状況にあっても、ふるさと納税を推進することで得られる効果があるからこそ、多くの市町村がふるさと納税を活用しているものと考えているところであります。

先ほどの御答弁の中で、市町村がふるさと納税を活用しているということで、その実績については、昨年度、市町村合計で1447億円ですか、4年連続1位というようにお話もあったところでありますが、ふるさと納税を推進することによる効果について、改めて道の認識を伺います。

○**福山官民連携推進局参事** ふるさと納税の効果についてでございますが、人口減少が進行し、様々な地域課題や税収の減収などに地域が直面する中、地域の活性化を図っていくためには、外部の方々からの応援を地域につないでいくことが重要であり、こうした中で、ふるさと納税は、自治体にとって政策推進の貴重な財源となっているほか、返礼品の提供を通じ、地域が持つ魅力

【第1分科会 10月3日 第4号】

を広く発信することで、関係人口の拡大や地域産品の消費拡大といった地域経済の活性化にもつながる効果的な制度と認識してございます。

また、道におきましては、これまで、コロナ禍における地域医療を守るための寄附や災害時における寄附の代理受付など、その時々々の社会情勢や地域が抱える課題に対してもふるさと納税を機動的に活用してきており、こうした緊急的な地域課題への対応についても本制度の活用は有効と考えております。

以上でございます。

○早坂貴敏委員 次に、道産水産物支援のためのふるさと納税の活用について伺います。

道では、「食べて応援！北海道」キャンペーンの一環としまして、ふるさと納税を活用したPRに取り組んでいただいているところではありますが、このたびの中国によります日本産水産物の禁輸措置への対応としまして、道自身がふるさと納税を活用することについては、消費の促進に寄与するほか、地域への応援にもつながるものでありまして、有効な手段の一つであるというふうに考えているところでもあります。

このたびの中国による禁輸措置への対応として取り組まれた、ふるさと納税の活用状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○淵上綾子副委員長 官民連携推進局長所健一郎さん。

○所官民連携推進局長 ふるさと納税の活用状況についてでございますが、道としては、このたびの中国による日本産水産物の輸入停止措置への対抗策の一つとして、ふるさと納税制度の活用が有効との認識の下、ホタテをはじめ、今回の措置の影響を受けた道内水産物を応援していただくため、「食べて応援！北海道」キャンペーンの一環として、先日、道のウェブサイトに関連のふるさと納税の特集ページを開設し、大手ポータルサイトに協力いただいた取組や道内市町村による取組を紹介し、発信するなど、ふるさと納税を活用し、厳しい状況に直面する道内の水産物の支援を行っているところでございます。

こうした中、道内市町村におきましては、ホタテなどの水産物を返品とする寄附額が大幅に増えた自治体があるなど、全国の皆様からの支援の輪が広がっているものと認識をしております。

○早坂貴敏委員 中国の禁輸措置への対応としまして、ふるさと納税を活用してPRを進めている、そしてまた、市町村との連携も含めた取組ということでお話があったところではありますが、このたびの事態が今後どれくらい続くのか、今のところ、全く見通しが立たないといった状況なのかなというふうに思います。やはり、道としましては、引き続き、影響が懸念される道産水産物への支援に力を尽くす必要があるのだろうというふうに考えているところでございます。

そうした中で、ふるさと納税制度は、貴重な財源確保と地域の魅力発信を同時に進めることができる地域活性化の起爆剤となり得る施策でありまして、このたびの事態で影響が懸念される産地への支援策として、より一層の取組が求められるというふうに思います。

知事は、9月8日の記者会見で、「食べて応援！北海道」キャンペーンの一環として実施するふるさと納税を活用したPRを第1弾というふうに発表しておりまして、第2弾の取組を早急に検討する考えを示しているところであります。

ふるさと納税制度を活用した今後の対応について見解を伺います。

○**瀧上綾子副委員長** 総合政策部長三橋剛さん。

○**三橋総合政策部長** 今後の対応についてでございますが、本道におきましては、このたびの中国による輸入停止措置により、ホタテガイをはじめ、道内の水産業に影響が生じておりまして、道といたしましては、中国以外の新たな輸出国の開拓に加え、国内消費の拡大を進めていくことが重要であります。

こうした中で、中国の輸入停止措置に関する今後の動向は不透明なままでありまして、在庫の増加や産地価格の下落などの影響の拡大が懸念されるため、道といたしましては、これまでの取組を強化することとし、直近のふるさと納税の利用状況や、市町村、水産団体など関係者の方々の御意見を伺いながら、現在、第2弾の取組の準備を進めておりまして、こうした取組を通じ、ふるさと納税を活用した道産水産物の消費喚起やPRを積極的に行ってまいります。

以上でございます。

○**早坂貴敏委員** 非常に厳しい状況に置かれている道産水産物であり、支援として、ふるさと納税のさらなる活用が求められるところでありますけれども、今、残念ながら、部長から明確な御答弁をいただけなかったところであります。

この点に関しましては、改めて知事の考えを伺いたいというふうに考えておりますので、委員長にはお取り計らいのほどをよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。

道の施策の効果的な推進について伺います。

本道を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、道としては、複雑化する課題に的確に対応し、これまで以上に政策を効果的に推進していくことが求められているところでありまして、そのためには、新しい政策手法を積極的に取り入れていくことが極めて重要であるというふうに考えているところであります。

道の施策の効果的な推進に関しまして、これまでの取組状況や今後の対応について、以下、伺ってまいりたいと思います。

まず、エビデンスに基づく政策展開、いわゆるEBPMの取組についてでございます。

道では、令和3年に策定した行財政運営の基本方針の中で、エビデンスに基づく政策展開を推進することとしております。

我が会派では、この基本方針の策定に際しまして、EBPMの取組をより積極的に推進するべきとの指摘をしたところでありますが、道では、これまでEBPMの普及、定着にどのように取り組んできたのか、伺います。

○**瀧上綾子副委員長** 政策局参事林下千栄さん。

○林下政策局参事 これまでの取組についてであります、道では、エビデンスに基づく政策展開、いわゆるEBPMが重要と認識し、行財政運営の基本方針の取組項目にも、オープンデータ化とEBPMの推進を位置づけております。

道といたしましては、これまで、EBPMの普及や定着を図るため、手引書の普及や研修の実施などを通じ、職員の理解の促進や能力の向上に取り組んできたほか、予算編成過程では、実際に統計調査など様々なデータを用いて、個別の政策の必要性や内容について検討しており、政策の執行後は政策評価において点検を行うなど、全庁的な取組としてEBPMの推進を図ってきたところであります。

○早坂貴敏委員 予算編成過程などでEBPMの推進を図ってきたというところでありますが、実際に取組を進めていく上で重要なのは、職員の人材育成だというふうに思います。

EBPMの推進に当たっては、多様なデータから政策課題の解決に効果的な情報を取捨選択しまして、そうしたデータを基に政策を構築することが必要でありまして、そうした従来にない取組を担う人材を育成することが重要だというふうに考えております。

道では、EBPMの取組を進めるための人材育成にどのように取り組んできたのか、伺います。

○林下政策局参事 人材の育成についてであります、職員の政策立案能力の向上にはEBPMの推進が重要であることから、道といたしましては、これまで、職員向けの普及啓発を行うことに加えまして、EBPM研修をはじめ、専門的な能力開発研修において、データ分析力などを高める実践的なカリキュラムを取り入れるとともに、通信講座や自主研究といった職員の自発的な取組を支援するなど、政策立案を担う職員の育成に取り組んできました。

また、デジタルツールなどの利活用の重要性に鑑み、今年度より、庁内各課においてデジタル化の推進役を担う職員を育成する研修においても、EBPMの理解を深める内容を盛り込んだところであり、多様な手法を用いながら人材の育成に取り組んでいるところであります。

○早坂貴敏委員 これまで、庁内での普及、定着、そして、人材育成にどのように取り組んできたかということ伺ったところでありますが、さらにEBPMを普及させていくためには、政策立案に関わる職員の意識をより一層向上させて、全庁一丸となって推進する必要があるというふうに考えているところであります。

さらなる普及、定着に向けてどのように取り組むのか、伺います。

○淵上綾子副委員長 政策局長天野紀幸さん。

○天野政策局長 EBPMに関する今後の取組についてでございますが、限られた行財政資源の下、より実効性の高い政策展開を図っていくためには、客観的なデータを活用しながら政策の立案を行うことが重要と認識してございます。

このため、道では、EBPMの推進を行財政運営の基本方針に位置づけたほか、来年度に向けた政策検討に当たりましても、データ等の最大限の活用を図って政策立案を進める方針の下、全庁的な取組として進めているところでございます。

今後とも、職員向けのメールマガジンや動画など、創意と工夫を凝らし、分かりやすい啓発資料を作成するなど、職員一人一人の理解の促進、そして、能力の向上に取り組みながら、例えば、ナッジの検討におきましてもE B P Mの手法を取り入れ、より実践的な事例を創出するなどして、さらにE B P Mの活用を進め、効果的な政策展開に努めてまいります。

以上です。

○**早坂貴敏委員** エビデンスに基づく政策展開について御答弁いただいたところでありますが、今お話のありました、近年、行動経済学の理論に基づくナッジという手法が注目を集めておりまして、国や他の自治体、あるいは、様々な場面においてもその活用が進められているところであります。

例えば、私たちの身近な場所においても、コンビニにおけるレジ待ちの並び位置に貼られている足跡のステッカー、あるいは、いつもきれいに使っていただきましてありがとうございますといったようなトイレの貼り紙など、強制することなく行動を後押しする、そっと促すといったナッジ理論を用いた手法が見かけられるようになりました。

道でも、これまでナッジの活用に取り組んできたものと伺っているところでありますが、これまでの取組状況について伺います。

○**淵上綾子副委員長** 政策局参事和泉雅也さん。

○**和泉政策局参事** これまでの取組についてであります。道では、若手職員が中心となり、新たな道政課題への対応について検討し、政策提案を行う政策開発推進事業に取り組んでおり、令和2年度及び3年度に、ナッジをテーマとし、先進事例の調査をはじめ、道政課題の解決に向けた実証実験などを行ってきました。

この実証実験では、新型コロナウイルスへの対応として、本庁舎の手指消毒コーナーへの誘導や洗面所での石けん手洗い率の向上を図るポップの設置をはじめ、コンビニでのレジ袋辞退促進などにナッジを活用し、それぞれ一定の成果が確認されたところでございます。

また、道としては、こうした取組を通じ、昨年度から職員研修のカリキュラムにナッジ理論を組み込むなど、ナッジの基本的な考え方や活用ノウハウなどに関する普及啓発を進めてきたところでございます。

以上です。

○**早坂貴敏委員** ナッジを活用した実証実験によりまして、一定の成果が確認されたということでもあります。

また、道職員向けの研修を実施するなど、庁内での普及啓発にも取り組んでいただいたということでもありますけれども、こうした新たな取組を職員の皆さんに理解してもらうためには、より一層丁寧な普及活動と組織的にサポートする体制というものが必要なのだろうというふうに考えているところであります。

今年度は、どのようにナッジの活用を取り進めていくのか、お考えを伺います。

○**和泉政策局参事** 本年度の取組についてであります。道としては、昨年度までの取組を踏ま

【第1分科会 10月3日 第4号】

え、今年度は、庁内のイントラネットに専用サイトを立ち上げ、全ての職員向けにナッジの考え方を発信することとしたほか、出前講座などにより、それぞれの理解度に応じてナッジを学べる環境の整備に取り組んでまいります。

また、具体的な事例の創出を図るため、専門的な知見を有する職員で構成する道庁ナッジ支援チーム、通称・ナッジ隊を本年6月に結成し、ナッジの活用を検討する部局への支援体制を整えたところであります。

今年度においても、こうした取組を通じ、近年、多額の被害が発生している特殊詐欺への対策として、高齢者への注意喚起を行う啓発シールの作成など、具体の支援事例が生まれております。

以上でございます。

○早坂貴敏委員 今年度の取組について御答弁をいただいたところでありますが、国や他の自治体でもナッジを導入する動きが広がる中、道が先頭を切ってこうした取組をさらに推進していくことは、職員の皆さん自らがアイデアを発想し、積極的に政策を企画立案しようとする意欲を高めて、より効果的な政策の実現につながっていくものだろうというふうに考えているところであります。

ぜひ、今後の道の政策等へのナッジの活用をしっかりと図っていただきたいというふうに思いますけれども、最後にお考えを伺います。

○三橋総合政策部長 今後の対応についてでございますが、ナッジは、行動経済学の知見に基づき、人々に適切な行動を促し、様々な分野にも応用できるものでありまして、本道が直面する政策課題の解決に向けた効果的な手法として重要と認識しております。

このため、これまでの取組に加えまして、新たに総合政策部内に庁内向けのナッジ相談窓口を開設いたしまして、その活用に向けたアドバイスやナッジ隊による伴走支援を強化することとし、動画作成等により普及啓発資材を充実させながら、実践的な事例の拡大などに取り組んでまいります。

また、こうした庁内での取組を進めながら、今後は、さらに、市町村や民間事業者への取組の拡大を目指しまして、道が先頭に立ってこれまでの事例を広く発信するほか、出前講座の対象を市町村等にも広げるなど、積極的に取り組み、ナッジを活用した効果的な政策展開を図ってまいります。

以上でございます。

○早坂貴敏委員 強制的なルールや罰則で行動を抑制したり、金銭的なインセンティブに関わるようなことがないように行動変容するというもので、ナッジの活用によりまして、様々な行政サービスをはじめ、多くの政策展開を図る上で、様々な可能性を秘めた手法であるというふうに考えております。

ぜひとも積極的かつ効果的な活用を期待しまして、次の質問に移ってまいります。

最後に、生成AIの関係について伺います。

道は、今のところ、生成A Iの業務使用は認めていないとのことでありませけれども、さきの定例会での我が会派の代表質問において、知事からは、若手や実務者を中心としたスマート道庁の専門部会において、どのような分野で効果的に利活用できるか、職員の生成A Iに対する理解を深めながら、試行的な取組も含めて検討を進めるというような趣旨の御答弁をいただいているところであります。

そこで、生成A Iに関する取組状況等について、以下、数点伺ってまいります。

まず、検討状況等についてでありますけれども、知事が代表質問で、生成A Iの試行的取組や検討を進める旨の答弁をしてから早いもので3か月以上が経過しているわけでありまして、この間、どのように検討を進められてきたのか、成果等も含めて伺いたいと思います。

○**瀨上綾子副委員長** 情報基盤担当課長守山英男さん。

○**守山情報基盤担当課長** 生成A Iに関する取組についてでございますが、道では、7月下旬から、スマート道庁働き方改革専門部会に関わる総務部改革推進課、総合政策部デジタルトランスフォーメーション推進課、情報政策課の若手・実務者48名を対象とし、個人情報を入力しないなどの運用ルールの徹底を図った上で、生成A Iを実際に利用しながら、生成A Iとはどのようなものか、利用するに当たって注意すべき点や課題について調査検討を進めてきたところでございます。

利用した職員からは、生成A Iを活用することにより、文章作成や会議録の要約に関し、30分から1時間程度の短縮が図られた、アイデア創出に効果があるなど、道の業務に生成A Iを活用すべきであるとの肯定的な意見が多くあったほか、生成A Iを利用するためのシステムの安全性の確保に関しても検討が必要であるとの意見もあり、これらを踏まえながら、今後の生成A Iの活用方法などについて検討しているところでございます。

以上です。

○**早坂貴敏委員** 利用した職員の皆さんから、非常に肯定的な御意見が多かったというようなお話だったというふうに思いますけれども、実際に、道内外の様々な自治体がガイドライン等を作成しまして、活用に向けて歩みを着実に進められているということが報じられていると思います。

知事は、さきの定例会で、他の自治体等の状況あるいは課題について情報収集を行うというふうに答弁しているところでありますが、道外の都府県や道内の市町村における取組状況を、道は現在どのように把握をされているのか、伺います。

○**守山情報基盤担当課長** 生成A Iの他自治体における取組状況についてでございますが、都道府県におきましては、8月下旬時点で試験導入を行うなど、何らかの形で生成A Iを利用している都府県は28団体と、半数を超えているところでございます。また、28団体のうち、利用に当たってのガイドラインを作成している団体は13団体、策定中となっている団体は9団体となっております。

市町村につきましては、道外では、神奈川県横須賀市がいち早く全職員での業務利用を開始し

【第1分科会 10月3日 第4号】

ているほか、道内では、旭川市などの複数市町村で試験的に導入するなど、活用に向けた検証が進められており、当別町では、7月に始めた実証試験を通じて業務効率化が図られ、生成AIに対する期待が高まったことから、今月から全庁的に本格導入したものと承知してございます。

以上でございます。

○早坂貴敏委員 先日、岩手県では、チャットGPTなどの生成AIを業務利用する際の暫定的ガイドラインを策定されました。また、道内でも、今お話があったとおり、当別町のように活用に向けて積極的な自治体も出てきているというところでもあります。

もちろん、課題もあると思いますので、慎重に検討することも重要だというふうに思いますけれども、いつまでも慎重姿勢でいると、行政上の事務の効率化、あるいは、新たな行政需要への対応に道庁は後れを取るということにもなりかねないのではないかなというふうに思います。

道も、早急にガイドラインを策定するなどして、活用に向けた取組を加速する必要性があるというふうに思いますけれども、改めて見解を伺います。

○瀧上綾子副委員長 総合政策部次世代社会戦略監水口伸生さん。

○水口総合政策部次世代社会戦略監 生成AIの活用についてでございますが、チャットGPTをはじめとする生成AIは革新的な技術であり、業務の進め方を変革する可能性があることから、今後、様々な分野での有効活用が期待されておまして、道におきましても、業務効率化や行政サービス向上のため、生成AIの活用に向けて必要な検討を行っているところでございます。

生成AIは、特性を理解し、正しく取り扱う必要があるため、職員の理解促進を図ることを目的に、生成AIへの入力や得られた回答を利用する際の注意事項のほか、質問や指示の出し方といった有効な活用方法などを整理したガイドラインを新たに作成しますとともに、安全に利用できるシステム環境を整えた上で、生成AIを業務で活用する試行的な取組を進めてまいります。

以上でございます。

○早坂貴敏委員 生成AIの活用については、行政事務の効率を飛躍的に高めていく可能性を秘めており、また、創造性が求められる新たな事業の創出等にも大きな可能性が期待されるものであるというふうに思っているところでもあります。

今後の取組について御答弁をいただいたところでもありますけれども、なかなか動きが緩慢でありまして、他都府県あるいは自治体と比べても、後手に回っている印象が拭えません。こうした分野にこそ積極的に取り組む必要があるというふうに考えます。改めて知事の考えを伺いたいと思いますので、委員長、お取り計らいをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○瀧上綾子副委員長 早坂委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

石川さわ子さん。

○石川さわ子委員 おはようございます。

私からは、新たな北海道総合計画について伺います。

道では、今定例会に新たな北海道総合計画の骨子案を示したところであります。この計画は、計画期間をおおむね10年間とし、道民と市町村をはじめ多様な主体と連携しながら、共に行動するための指針となるものでありますことから、計画づくりから多様な主体がしっかりと情報共有し、共に進めていくことが大変重要であると考えております。

この新たな北海道総合計画の策定に関して数点伺います。

まず、道民意見の把握について伺います。

新たな総合計画を策定していく上では、道民の皆様の意見をしっかりと伺っていくことが大変重要と考えます。

そこで、道は、現在、道民に対し北海道の将来に関する道民意向の把握を行いながら、計画の検討を進めていると承知しておりますが、具体的にどのようなに行っているのか、伺います。

○瀧上綾子副委員長 計画推進課長佐々木敏さん。

○佐々木計画推進課長 道民意向の把握についてでございますが、道では、新たな総合計画の策定に当たりまして、北海道の将来に関する意向などについて、道民の皆様や企業、団体等の方々から把握するため、現在、アンケート調査を実施しているほか、本道の将来を担う高校生や大学生といった若い世代をはじめ、幅広い世代や地域、職種の方々や市町村の皆様から直接御意見を伺っているところでございます。

道といたしましては、引き続き聴取を行うとともに、アンケート調査も含め取りまとめ、計画の検討に反映してまいります。

○石川さわ子委員 現在、アンケート調査や、若い世代の方々をはじめ幅広い世代の方々、また、市町村からも意見を伺っているという御回答でありました。

それでは、そうした若い世代の方々の意向把握について伺います。

道民意向の調査に当たりましては、特に、北海道の将来を担う若い世代の意見をしっかりと把握し、計画の策定を進めていくべきであるというふうに考えます。

そこで、若い世代の意見の把握について、どのような考え方で対象者を選定し、具体的にどのように実施をしているのか、伺います。

○佐々木計画推進課長 若い世代の意向把握についてでございますが、把握の対象については、道内の高校生や大学生としており、それぞれ、地域や学科、学部のバランスにも配慮しながら御協力をお願いし、32校で実施することとしたところでございます。

また、実施方法につきましては、道職員が学校を直接訪問し、高校生や大学生の方々に、「地域の未来」をテーマとして、グループで御議論いただいた上で意見としてまとめていただき、参加者へのアンケート調査も併せて実施しているところでございます。

○石川さわ子委員 職員の方が学校を直接訪問し、その数は道内の高校や大学の32校であるとのこと。こうして意見を直接聞くという取組は大変貴重なことだなというふうに私は評価して

【第1分科会 10月3日 第4号】

いるところであります。

次に、意向把握の対象について伺います。

将来を担う若い世代の方々の意見を把握するという考え方で意見を聞くのであれば、計画期間であるおおむね10年後に成人となっている中学生の年代からも意見を聞き、しっかりと把握することが必要だというふうに考えるところです。

実際に市町村におきましては、例えば、札幌市においては、総合計画に相当するまちづくり戦略ビジョンを策定する際に、子ども向けの概要版——これは小学生向けも含めてであります、そのような概要版を作成し、意見募集を行うという取組を行っております。

そこで質問であります、こうした事例を踏まえ、北海道におきましても、総合計画の策定に当たっては、中学生を含め、より幅広い世代の意見を把握するべきと考えますが、所見を伺います。

○佐々木計画推進課長 意向把握の対象についてでございますが、道では、これまで、将来を担う若い世代の方々に本道の現状や課題などについて理解を深めていただくことが重要との認識の下、総合計画の内容をビジュアル化した分かりやすい冊子を作成し、小中学校や高校、大学に配付するほか、高校生や大学生に対する出前講座を実施するなど、普及啓発に取り組んできたところでございます。

このたびの新たな総合計画の策定に当たりましては、本道の将来を担う若い世代の方々の意向も十分に踏まえながら検討を進めていくため、新たに道内各地の高校生や大学生の方々からの意向把握を行っており、今後実施予定のパブリックコメントにおいても、若い世代の方々にとって分かりやすく、意見を出しやすい手法を検討するなど、幅広い世代の御意見を伺うよう取り組んでまいります。

○石川さわ子委員 これまで総合計画の理解を深めるために冊子を作りながら取組を進めてきたことを伺いましたが、若い世代が意見を出しやすい新たな手法についても検討するというところで、その点については注視をしていきたいというふうに思います。

次に、道民意向の反映についてであります。

新たな総合計画骨子案では、この計画は、北海道の将来を見据えた大変重要なものであり、道民や市町村をはじめ多様な主体と連携しながら、共に行動するための指針となる計画とするとされております。そのためには、把握をした道民の意向をしっかりと計画に反映させることが重要というふうに考えます。

そこで、新たな計画の策定に当たり、若い世代を含めた道民の方たちの声をどのように計画に反映するのか、伺います。

○渚上綾子副委員長 計画局長笠井敦史さん。

○笠井計画局長 道民意向の反映についてでございますが、道では、新たな計画の策定に向けましては、道民の皆様の意向を十分に踏まえながら検討を進めていくことが重要と認識しておりまして、現在、本道の将来を担う若い世代をはじめ、幅広い世代や地域、職種の方々や市町村の皆

様から直接、御意見をお伺いしているところでございます。

道といたしましては、道民の皆様からの貴重な御意見を通じて把握した地域の実情を踏まえ、成長と潜在力の発揮、重要課題への対応、各地域の発展といった三つの視点を基本に、引き続き、政策展開の方向性の具体的な検討に反映し、素案を取りまとめてまいります。

また、計画の成案に向けましても、市町村への意見照会やパブリックコメントを通じて道民の皆様のお意見を伺い、計画の実効性向上につなげてまいります。

○石川さわ子委員 国におきましては、こども基本法で、子どもの意見表明ということが規定をされましたから、総合計画におきましても、子どもが等身大で意見を表明できるような環境をつくっていくことが大変重要だというふうに考えます。

行政基本条例では、総合計画の策定において、道民、市町村の参加機会を確保しなければならないというふうに規定しておりまして、情報なくして参加なしと言われておりますように、若い世代の方々も意思決定する場に参画できるような取組が大変重要だというふうに考えます。

聞くところによりますと、総合計画に高校生や大学生の皆さんの意見を反映するための素案の段階での意向調査や意向聴取は初めてというふうに伺いました。それはそれで一定の評価をいたしますけれども、素案に若者の意見を反映するのであれば、まずは中学生を含めた方々の意見を反映できるように取り組んでいただきたいと思うところであります。

来年行われるパブリックコメントにおいては、中学生を含めた幅広い年代の方々が、分かりやすい情報提供の下、意見を言うことができるような工夫をすることを強く求めまして、私の質問は終わりますが、この点につきましては知事に改めて伺いたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○瀧上綾子副委員長 石川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

林祐作さん。

○林祐作委員 それでは、早速であります。官民交流についてお伺いをさせていただきます。

さきの一般質問において、我が会派の同僚議員が、ほっかいどう応援団会議について質問した際、地域課題の解決に向け、多様な主体に参画いただきながら、官民連携の取組の内容を充実させていくことが重要との答弁がありました。今後は、市民ニーズや地域課題が大きく変化していることを踏まえ、新しい民間の技術やノウハウを積極的に取り入れながら、企業と自治体の双方のニーズを調整して、官民連携を一層推進していくことが求められると考えます。

こうした中、先日の総合政策委員会においては、応援団第二章の取組の一つとして、官民交流サロン「CONNECT（こねくと）」の開設について報告があったほか、複数のメディアにおいて開設式が紹介されたと承知をしております。

先般、私もサロンを拝見しましたが、室内全体が明るく入りやすい雰囲気のリビングスペースとなっており、また、フリードリンクやフリーWi-Fiを設置されているなど、これまで

【第1分科会 10月3日 第4号】

の道庁はもちろんのこと、市町村の役所にはない空間であったと受け止めたところでございます。

そこで、以下、官民交流サロンの今後の対応について、数点伺いたいと思います。

官民交流サロンは9月5日に開設され、オープンから約1か月が経過しようとしておりますが、開設後の利用状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○**瀧上綾子副委員長** 官民連携推進局参事藤原和道さん。

○**藤原官民連携推進局参事** 官民交流サロンの利用状況についてでございますが、道では、地域が抱える課題の解決に向け、官民連携を一層促進していくため、企業、市町村、地域おこし協力隊の方々に気軽に訪れていただき、打合せや情報交換といった日常的な交流やマッチング機会などを創出する新たな拠点としまして、9月5日、道庁本庁舎内に本サロンを開設したところでございます。

室内には、コンシェルジュを配置し、来訪した際には、名刺を頂き、室内を御案内するようしており、この間の1日当たりの利用者数は、企業の方々を中心に、平均で15人前後となっております。

以上でございます。

○**林祐作委員** 先日の委員会の中では、日常的な交流のほか、マッチングイベントなどを随時開催すると報告がありましたが、どのようなイベントを行う予定なのか、お伺いをいたします。

○**瀧上綾子副委員長** 企業連携担当局長阿部正幸さん。

○**阿部企業連携担当局長** イベントの開催についてでございますが、道といたしましては、本サロンの開設以降、道が企業に支援を求める取組の個別説明会やオンラインを活用した企業との打合せなどを随時開催しているほか、先週末には、知事出席の下、包括連携協定締結企業による道内市町村を対象とした新たな寄附支援制度の発表会を実施するなど、官民連携に向けたマッチングイベントを機動的に開催してきたところでございます。

今後は、企業版ふるさと納税のメリットなどを周知するために、企業や市町村を対象とした税理士によるセミナーを来週早々に開催するとともに、地方創生や健康、自然環境など、幅広いテーマによるイベントやセミナーの開催に向けまして、複数の企業や部局と現在、調整を進めているところでございます。

道といたしましては、今後とも、企業、市町村、地域おこし協力隊の日常的な交流の場として御利用いただくとともに、地域の支援ニーズと企業等の応援ニーズをつなぐ場としてこのサロンを積極的に活用していく考えでございます。

以上でございます。

○**林祐作委員** 早速、結果を出していただいていることは大変評価すべきだと考えます。

本年から2030年までの8年で総額10億円の寄附を自治体向けに「ふるさと応援H（英知）プログラム」の中で創設して行っていくという大変すばらしい結果であると受け止めております。

続いて、官民交流サロンの今後の活用について伺います。

これまで利用状況などについて伺ってまいりましたが、企業との調整により整備したサロンを効果的に使用し、官民連携を進めていくことは非常に重要であると考えます。

今後、この官民交流サロン「CONNECT（こねくと）」を活用して、どのように官民連携を推進していこうと考えているのか、お伺いをいたします。

○**淵上綾子副委員長** 総合政策部長三橋剛さん。

○**三橋総合政策部長** 今後の活用についてでございますが、道では、地域課題の解決に向け、応援団会議を立ち上げ、地域の支援ニーズと企業等の応援ニーズとのマッチングを通じ、官民連携を促進してきたところでありまして、今後とも、多様な主体に参画いただき、取組内容を充実させていくことが重要であります。

本サロンにつきましては、こうした考え方にに基づき、官民連携の一層の促進に向け、企業、市町村、地域おこし協力隊のマッチング機会を創出する新たな拠点として道庁内に設置したところでございます。

今後は、日常的な交流やマッチングイベントの機動的な開催に加えまして、地場産品の開発など、企業と自治体との協働活動の発表や地域の支援ニーズを企業に直接プレゼンする機会への活用、さらには、協力隊員の起業・就業支援に向けた個別相談会の開催など、地域課題の解決につながる多様な連携を創出していく場として活用する考えであります。

道といたしましては、この新たな拠点を軸に、様々な主体の参画の下、「「つながり」を「チカラ」に変える」を合い言葉に、官民連携の具体的な取組実績を積み上げ、地域の活性化につなげてまいります。

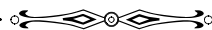
以上でございます。

○**林祐作委員** ただいま、部長から、「「つながり」を「チカラ」に変える」を合い言葉にという答弁をいただきましたが、まさしく、つながりをしっかりとつくっていただいて、官民でのつながりによる政策の実現というものを期待する声が多くあると思います。そういった部分では、全庁で協力し合いながら広げていっていただくことを最後をお願い申し上げて、質問を終えたいと思います。

○**淵上綾子副委員長** 林委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩



午前10時50分開議

○**淵上綾子副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総合政策部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

阿知良寛美さん。

○**阿知良寛美委員** 通告に従いまして、以下、総合政策部所管事項についてお伺いをいたしま

す。

まず、本道の国際化についてであります。

地方自治体における国際化施策については、国際情勢はもとより、国内の社会状況などを踏まえ、その時代に合わせた取組を行ってきたとっております。

本道においても、開発途上国に対する国際協力や地域の在留外国人の増加による多文化共生、海外の地域との姉妹・友好提携に基づく国際交流などに取り組んできており、現在、そうした国際化への対応は多岐にわたっております。

そこで伺います。

まず、国際協力機構——JICAについてであります。

経済や社会のグローバル化が進む中、海外に多くの拠点を有し、豊富な国際交流の経験やノウハウを有するJICAとの連携は、道が、今後、国際交流の推進や多文化共生社会の実現を進める上で非常に重要であるものと考えます。

道では、令和4年2月にJICAと包括連携協定を締結しておりますが、どのような内容で、何を目的として締結したのか、伺います。

○**瀧上綾子副委員長** 国際企画担当課長木下博史さん。

○**木下国際企画担当課長** JICAとの包括連携協定の内容等についてでございますが、道では、令和4年にJICAと包括連携協定を締結いたしまして、外国人が働き暮らしやすい多文化共生社会づくり、持続的な開発目標であるSDGsの推進、グローバルに活躍する人材の育成確保といった3項目を中心に両者が連携協力することとしており、こうした取組を通じましてグローバル化に対応した本道の持続的な発展を目指しているところでございます。

以上でございます。

○**阿知良寛美委員** 次に、連携協定締結後、1年以上が経過しておりますが、これまでどのような取組を行ってきたのか、伺います。

○**木下国際企画担当課長** これまでの取組についてでございますが、道では、これまで、JICAが実施しております農業分野や環境分野をはじめとする海外からの研修員の受入れ事業に関しまして、当該分野の知見を有する道職員を講師として派遣し、開発途上国の課題解決を支援してきましたほか、地域の小学生などを対象に、海外発祥のスポーツや遊び、生活習慣を紹介するイベントを、JICAと連携して実施し、子どもたちの国際理解促進にも取り組んでまいりました。

また、道といたしましては、JICA海外協力隊の応募を促進するため、毎年、道庁内でパネル展を実施するなど、広報協力を通じたグローバル人材の育成確保にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○**阿知良寛美委員** 次に、今後の取組についてであります。

道では、ウクライナ情勢などを踏まえ、このたび、北海道グローバル戦略を改定するものと伺

っております。

国際情勢が大きく変化する中、JICAとの連携はますます重要になると考えますが、本道の国際化に向け、今後、この連携協定の下、どのように取り組んでいくお考えなのか、お伺いをいたします。

○**瀧上綾子副委員長** 国際企画担当局長小林靖幸さん。

○**小林国際企画担当局長** 今後の取組についてであります。道では、グローバルリスクや新たなビジネス機会に迅速かつ柔軟に対応するために北海道グローバル戦略の改定を進めている中で、海外に多数の拠点を有し、国際交流の経験やノウハウなど、多くの知見を有するJICAとの連携は今後ますます重要になるものと認識してございます。

こうした認識の下、道といたしましては、今般、JICAに対しまして、迅速な情報共有のために道が新たに常設設置する有識者会議に参画いただくほか、JICAの海外ネットワークを通じまして、グローバルリスク関連の情報や道内企業の海外展開に必要な現地情報の提供をいただくことになっており、今後とも、道といたしましては、JICAとの連携を進め、本道のグローバル化を推進していく考えでございます。

以上でございます。

○**阿知良寛美委員** JICAとの連携を密にして、今後、北海道のグローバル化をぜひ大きく前へ進めていただきたい、このように思います。

次に、多文化共生についてであります。

コロナ禍後に海外との往来の制限がさらに緩和され、北海道と海外を結ぶ直行便が再開するなどして、人の行き来が活発になっていく中で、現在、一時的に落ち込んでいた道内の在留外国人の数は回復傾向にあるものと承知しております。

本道として、今後、人口減少や高齢化が予想される中、優秀な外国人材の能力を取り込んで持続的な発展につなげていくことが必要であり、外国人との多文化共生が重要と考えます。

そこでお伺いをいたします。

まず、道として、増加する在留外国人の人口動態についてどのように把握しているのか、伺います。

○**瀧上綾子副委員長** 多文化共生担当課長池田和明さん。

○**池田多文化共生担当課長** 在留外国人の人口動態についてでございますが、法務省の統計によりますと、本道の在留外国人数は、コロナ禍から着実に回復し、直近のデータでございます令和4年12月末現在では、過去最高の4万5491人となっております。今や道内179の全ての市町村に外国人の方々が在住されております。

また、在留資格別で見ますと、多い順から、技能実習が1万1035人で約24%、次に永住者が6269人で約14%、特定技能が5310人で約12%となっております。本道の特徴といたしましては、技能実習の割合が全国と比べて2倍以上高くなっております。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 次に、これまでの取組についてであります。

優秀な外国人材を取り込んでいくためには、これまで以上に在留外国人の方々との共生が重要になってくるものと考えますが、道としてこれまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○池田多文化共生担当課長 これまでの取組についてでございますが、道では、地域社会の大切な一員である外国人の方々を道内におきまして安心して暮らし、働き、学ぶことができるよう、北海道外国人相談センターを設置し、対面や電話、メール、SNSなども活用し、本道で生活する上での様々な相談に多言語で対応しているほか、災害発生時において情報を入手しにくい外国人の方々に対しまして、外国人コミュニティーなどを通じて多言語による情報提供を行うなど、必要な体制整備を行ってきたところでございます。

また、市町村や北海道国際交流・協力総合センター、通称・HIECC、そして、JICA北海道などの関係団体とも連携し、日本語教育の推進や地域住民との交流の支援など、外国人の方々の受入れに関する対応力強化に取り組んできたところでございます。

以上です。

○阿知良寛美委員 次に、今後の取組についてであります。

アジア各国は、近年、経済成長が著しく、所得水準も向上している中で、こうしたアジアの国々の方々から見れば、円安も相まって、日本で就労する魅力は、残念ながら低下していくことが懸念をされます。

今後とも、外国人に選ばれ、働き暮らしやすい北海道として、海外から多くの方々に来ていただき、地域の一員として安心して暮らし、活躍していただくために道としてどのような取組を展開していくのか、所見を伺います。

○小林国際企画担当局長 今後の取組についてでございますが、本道では、労働力不足に加えまして、コロナ禍からの国際交流の再開の動きも相まって、今後も本道に居住される外国人は増加が見込まれるものと認識してございます。

このため、道では、道内各地におきまして、外国人の方々の受入れに関する対応力の強化が必要と考え、今後は、北海道外国人相談センターが持つノウハウを生かし、全市町村を対象としたオンライン研修を行いますほか、新たに実施するモデル事業を通じまして、市町村が主体となった日本語教室の運営を支援するなど、外国人の方々が安心して暮らせる環境づくりに取り組むとともに、海外のインフルエンサーや本道の外国人ネットワークと連携し、SNSなどを通じまして、本道で暮らし、働き、学ぶことの魅力を発信しまして、本道が外国人の方々によって選ばれるよう積極的に取組を進めてまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 北海道は、高齢化、それから人口減少というのが先んじて進んでいるというふうに言われていますし、今後、ラピダスをはじめ、海外からの労働者というか、技術者などの多くの方々がこの北海道で働くことになるだろうというふうに思います。

そういう意味では、暮らしやすい、また、地域の方々との共生できるような環境をつくることが

何よりも大事だというふうに思います。現在、例えば、地域に行きますと、公営住宅に外国人の方が結構居住しています。しかし、その方々が本当に地域の方々と様々な交流を持っているかというとなかなか難しく、言葉が通じないということもありますし、生活様式も違うということがあります。そういう意味では、細かい支援が非常に大事だろうというふうに思います。

今の状況ですと、日本で働く意味合いは、多分、非常に薄れているといえますか、母国に仕送りをするといっても円安で価値が下がっているわけですから、そういう意味では、お金のことはもちろんあるでしょうけれども、プラスアルファのものを感じていただけるような施策が非常に大事だろうというふうに思いますので、ぜひ、今後、力強い取組をお願いしたいと思います。

続きまして、国際交流についてであります。

道では、1980年のカナダ・アルバータ州をはじめとして、これまで、6か国10地域と姉妹・友好提携を締結し、地域間交流を推進してきたものと承知しております。

まず、これまでどのような交流を行ってきたのか、伺います。

○**瀧上綾子副委員長** 国際課長早川由世さん。

○**早川国際課長** 姉妹・友好提携地域との交流についてでございますが、道では、これまで、相互理解の促進や人的ネットワークの拡大を図るため、6か国10地域と姉妹・友好提携を締結してきておりまして、高校生の交換留学や英語教員の派遣といった教育分野をはじめ、芸術家の相互派遣による舞踏や音楽などの文化交流、指導者の招聘が冬季オリンピックでのメダル獲得につながったカーリングなどのスポーツ交流、さらには、経済や医療、福祉など、幅広い分野において交流を進めてまいりました。

また、特に、締結後5年ごとの節目の年には、相互に訪問団を派遣して交流を行うなど、周年を記念する事業を実施し、双方の機運を醸成しながら、友好関係を深めてきたところでございます。

○**阿知良寛美委員** 次に、コロナ禍における取組についてであります。

コロナ禍の影響により、ここ3年以上、海外との直接の往来が困難な状況が続きました。

その間、どのように姉妹・友好提携地域との交流を推進してきたのか、伺います。

○**早川国際課長** コロナ禍においての国際交流についてでございますが、道では、海外との人的交流が著しく制限される中であっても、引き続き、友好提携地域との交流は重要と認識し、高校生によるオンライン交流や学校間のビデオレター交換をはじめ、互いの地域や文化を紹介する友好図書の交換など、非対面での交流の継続に取り組んでまいりました。

また、令和3年11月には、友好提携35周年を迎えた中国黒竜江省との間で、オンラインを活用しながら、さらなる交流と協力の促進を目指す覚書を締結したほか、令和4年5月には友好提携5周年を迎えたハワイとの間では、官民連携の下、両地域の今後の交流を展望するオンラインフォーラムを開催するなど、これまで培った絆が途絶えることのないよう、コロナ禍においても実施可能な手法を活用しながら取組を進めてきたところでございます。

○**阿知良寛美委員** 次に、今後の国際化についてであります。

【第1分科会 10月3日 第4号】

今や、技術革新や交通網などの発達により、ある一つの地域の現象や動きが、その地域にとどまらず、世界的に広がり、大きな影響をもたらしております。また、デジタル化や脱炭素化などの社会変革のスピードも速くなっており、世界は刻一刻と変化をしております。

このような急速なグローバル化の進展と世界情勢の変化が進み、多様な施策が求められる中、今後、道として、姉妹・友好提携地域以外との交流も含めて、どのように国際化の取組を進めていく考えなのか、お伺いをいたします。

○**瀧上綾子副委員長** 総合政策部長三橋剛さん。

○**三橋総合政策部長** 今後の国際化の取組についてでございますが、経済や社会のグローバル化が進展する中、地域における国際理解の促進による多文化共生社会の形成や、海外の成長力の取り込みによる本道経済の活性化の観点などから、地域間の国際交流は重要でありまして、交流を進めていくに当たりましては、国際情勢の変化などのグローバルリスクの対応に加えまして、本道のポテンシャルを生かした新たなビジネスチャンスへの対応といった両面での変化の対応が求められているものと認識しております。

道といたしましては、こうした認識を踏まえまして、今般、北海道グローバル戦略の改定を進めており、今後は、この戦略に基づき、成長の著しいアジア圏をはじめ、欧米諸国など、幅広い国々との交流を進めるほか、未来の交流を担う人材の育成、外国人の方々の受入れに向けた対応力の強化など、各般の施策に関し、国際交流の中核を担うJICAやHIECCをはじめ、団体や市町村などとの連携を深めながら積極的に取組を進めてまいります。

以上でございます。

○**阿知良寛美委員** 本道の国際化について伺ってまいりました。

グローバル化が進展する中、今後、道として様々な国との交流を含めた国際化の取組を積極的に進めていくことは大変重要なことだと考えます。

この問題につきましては、知事のお考えを直接お聞きしたいというふうに思いますので、委員長におかれましてはお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

次に、地域づくりについてであります。

まず、北海道遺産と日本遺産の認定状況についてであります。

北海道では、次の世代に引き継ぎたい有形、無形の財産を守り、育て、活用していくために、平成13年に北海道遺産構想推進協議会を発足させ、北海道遺産の第1回選定を行い、その後、平成21年にはNPO法人北海道遺産協議会を設立し、新たな選定やPRイベントを行っているところと承知しております。

また、国では、地域に点在する文化遺産を面として活用し、発信することで地域活性化を図ることを目的に、日本遺産を平成29年に創設し、北海道各地の歴史、文化のストーリーが認定されているものと伺っております。

そこで、日本遺産及び北海道遺産の全道各地の認定状況や今後の動きについて伺います。

○**瀧上綾子副委員長** 地域資源活用担当課長守屋光さん。

○守屋地域資源活用担当課長 北海道遺産等の認定状況などについてであります。北海道遺産については、平成13年に25件が選ばれて以降、令和3年までに67件が選定されており、昨年、道産米のルーツ「赤毛米」など、7件が新たに選定されたことにより、合計74件の遺産が誕生しているところでございます。

文化庁が認定する日本遺産については、全国で104件が認定されており、そのうち、本道においては、「北前船寄港地・船主集落」や「北の産業革命「炭鉄港」」など、5件が認定されております。

また、北日本随一の商都だった小樽を、運河の保存活動を契機に、民の力で一大観光地によみがえらせたストーリー、「北海道の「心臓」と呼ばれたまち・小樽」が令和3年に日本遺産の候補地に認定されており、令和6年の本認定を目指した取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 北海道遺産が74件、日本遺産が5件認定されているという状況でありました。

次に、認知度向上に向けた道の取組についてであります。

北海道には、日本遺産認定が5件、候補地が1件、また、北海道遺産は、第4回選定まで行われており、今ほど答弁がありましたとおり、74件の選定がされているとのことですが、私としては、日本遺産及び北海道遺産に対する道民の認知度は低く、地域資源として十分な活用がされていないのではないかと感じているところであります。

そこで、北海道として、これらの地域資源の認知度向上や各地域における活用を進めていくため、どのような取組を行っているのか、お伺いをいたします。

○守屋地域資源活用担当課長 認知度向上に向けた道の取組についてであります。道では、歴史や文化、産業など、本道の貴重な地域資源を活用し、個性と魅力ある地域づくりのため、これまで、各地域の協議会とともに、地下歩行空間でのPRイベントや全国の遺産を活用した地域づくりの優良事例を学ぶ研修会を開催してきたところでございます。

今年度は、より一層の認知度向上や地域遺産への訪問を促す取組として、先月の3連休に、小樽市の重要文化財指定の建物を活用し、道内の日本遺産や北海道遺産のPRイベントを開催したところであり、来場者アンケートにおいても、8割以上の方々から、遺産地域を訪問してみたいとの回答があり、一定の成果があったものと認識しているところでございます。

また、北海道遺産協議会では、今月1日に、札幌市の大規模商業施設に北海道遺産の情報発信拠点を試験的に設置するとともに、10月13日を「北海道遺産の日（どーいさんの日）」として、関係企業と共にPRイベントを実施するなど、一層の普及啓発に向け、取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 次に、日本遺産に認定された北前船のフォーラムについて伺います。

日本遺産に認定されている「北前船寄港地・船主集落」であります。北前船は、江戸時代か

【第1分科会 10月3日 第4号】

ら明治時代にかけて、動く総合商社として日本海を中心に活躍した海運で、寄港地において、船主自体が商品を買ひ、それを売り買いすることで利益を上げていたものであります。

その寄港地をつなぐ事業として、来年6月27日から29日の3日間、釧路市において、第34回北前船寄港地フォーラムが開催される予定となっております。また、北海道では、北前船を契機とした地域間交流の拡大を力強く推し進めている一般社団法人北前船交流拡大機構と、地域活性化を目指したタイアップ事業協定を令和元年に締結しているところであります。

北前船寄港地フォーラムは、機構が中心となって、地元関係団体と協力し、実行委員会を立ち上げて開催するものと承知しておりますが、北海道として、このフォーラムの意義をどのように認識し、成功に向けてどのように関わっていく考えなのか、伺います。

○**瀨上綾子副委員長** 総合政策部地域振興監督原裕之さん。

○**菅原総合政策部地域振興監** 北前船フォーラムの意義などについてでございますが、北前船寄港地フォーラムは、全国各地の寄港地関係者や観光事業者、自治体など、約500名以上の方々の参加により毎年開催されておりました、寄港地という共通する資源の下に地域の連携強化が図られているところでございます。

委員の御質問にもございましたが、来年度は釧路市での開催が予定されておりました、北前船が釧路などの道東にも寄港し、昆布を全国各地や中国などに流通させてきた歴史的・文化的価値を国内外に広く情報発信することは大変意義深いものと認識してございます。

また、フォーラムのほかにも、オホーツクや帯広、根室といった地域のエクスカージョンが行われる予定となっております、全国の皆様にも、北前船はもとより、東北北海道地域の多様な魅力を知っていただく貴重な機会と考えているところでございます。

道では、これまでも、全国各地で行われますフォーラムに職員を派遣し、道内の日本遺産の魅力のPRを行ってきたところでございますが、釧路市での開催に当たります、振興局が実質的な運営を担います運営委員会に参画するなど、事務局であります釧路市と連携しながら、フォーラムの成功に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○**阿知良寛美委員** 私も、小樽と石狩で開かれたフォーラムに参加しました。全国から多くの方々がいらしており、北海道の魅力を感じていただいたと思いますけれども、ぜひ、釧路で開催するこのフォーラムを成功裏に進められるよう、今からしっかりと準備をよろしく願いいたします。

次に、国の経済対策に関連する道の取組についてであります。

先日、岸田総理は、国民生活に大きな影響を及ぼしている物価高騰への対策と長年続いてきたコストカット型経済からの転換を図り、経済の熱量を感じられる新たなステージへの確実な移行を目的とする総合経済対策の策定を指示しました。

国の経済対策や道の対応については、今定例会の我が党の代表質問において議論したところでありますが、各部審査では、こうした議論も踏まえながら、国の経済対策に関連する道の取組に

ついて、以下、伺います。

まず、国土強靱化に関するこれまでの取組についてであります。

先日の総理指示では、総合経済対策の柱の一つとして、「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保」が位置づけられ、相次ぐ災害に屈しない国土づくりを進めるため、引き続き、防災・減災、国土強靱化を機動的に進めるとされております。

道では、国の5か年加速化対策を活用して強靱化対策を実施してきたものと承知しておりますが、これまでどのように取り組んできたのか、伺います。

○**瀧上綾子副委員長** 社会資本・強靱化担当課長米谷功さん。

○**米谷社会資本・強靱化担当課長** これまでの取組についてであります。国においては、令和2年に、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を決定し、激甚化する風水害や大規模地震等への対策、インフラの老朽化対策などを対象に、令和3年度から7年度までの事業規模等を定め、重点的、集中的に対策を講じることとしております。

道では、これまで、道が策定した強靱化計画に基づき、長期的な視点で対策を着実に実施するといった考えの下、国の経済対策により措置された5か年加速化対策に関する予算を最大限活用しながら、流域治水対策や道路施設の老朽化対策などを進めてきたところであります。

○**阿知良寛美委員** 次に、国土強靱化に向けた今後の対応についてであります。

自然災害による被害が頻発・激甚化する中、道民の生命と財産を守るためには、国土強靱化の取組を着実に推進していくことが重要であります。

国の対策内容は、今後、具体化されていくものと考えますが、道としてこうした国の動きにどのように対応するのか、伺います。

○**瀧上綾子副委員長** 計画局長笠井敦史さん。

○**笠井計画局長** 今後の対応についてでございますが、このたびの国の総合経済対策では、「国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心の確保」が柱の一つとして位置づけられ、今月末を目途に具体的な対策が取りまとめられる見通しでございます。

こうした状況を踏まえまして、道といたしましては、関係機関と連携を図りながら、国の動向を丁寧に把握することはもとより、国土強靱化の取組を継続的、安定的に実施できるよう、総合経済対策の取りまとめや予算の確保について、様々な機会を通じ、国に働きかけていく考えでございます。今後とも、道民の皆様の生命や財産を守る強靱な北海道づくりの推進に向けて取り組んでまいります。

○**阿知良寛美委員** 最近、考えられないような雨量だとか、また、危惧される日本海溝・千島海溝地震ということで、各市町村では、特に海岸線は、狭い土地しかなく、背面が切り立った崖というところが多いので、そういったところでは避難する建物の計画をそれぞれの自治体を立てているというふうに思います。しかし、そのためにはお金が必要ですので、北海道としても、予算措置といたしますか、そういった各市町村の計画を実現させるためにも、しっかりと意見を聴取しながら、国への予算要望をしていただきたいと重ねてお願い申し上げます。

【第1分科会 10月3日 第4号】

次に、福祉車両事業者に対する支援についてであります。

その前に、昨年、燃料価格の高騰ということで、1月から9月まで、例えば、ガソリンだとか都市ガス、またはプロパンガス、もしくは電気料金等に対する支援事業が実施されました。10月以降は、ガソリンも175円前後となっているようでありまして、こういった燃料を使うバスやタクシー、トラックの事業者に対し、北海道は地方創生臨時交付金を活用し、事業継続に向けて支援をしました。

特に公共交通と言われるバスについては、コロナもあって、なかなか観光客も来ないということで、大変な経営状況でした。このことについては、我々議員も、各事業者からお話を相当聞いて、地方創生臨時交付金を活用した支援を道に求めてきました。

そこで、昨年の第2回定例会において、まず、公共性が高いと言われるバス事業者、そして、タクシー事業者に対して、例えば、タクシーであれば1台当たり2万5000円、1社100台、各市町村はそれに上乗せして給付をしたという事業がありました。

ところが、トラック事業者も、燃料が高くなるということで大変なので、各会派からもお話が相当あったと思いますが、トラック事業者についても、1台当たり2万7000円、牽引車については1台当たり1万1000円でしたか、各社100台、こういった支援を行って、さらに、年度末に2回目を発表されたということだったと思います。

今回、福祉車両事業者に対する支援について再度質問をさせていただきますけれども、我が党の代表質問では、地域の重要な課題として、燃料価格の高騰によって大きな影響を受けている福祉タクシーに対する支援について議論をさせていただきましたが、この問題について改めて伺います。

道が実施する地域公共交通事業者臨時支援事業においては、福祉タクシー事業者など、特定の目的で使用する車両は支援の対象外となっておりますが、一方で、宮城県などでは、旅客運送事業者燃料価格等高騰対策支援金として、バス・タクシー事業者はもとより、福祉タクシー事業者も支援の対象にされているものと承知しております。

福祉タクシー等の福祉車両は、地域の方々にとっては欠かせない交通手段であるものと考えます。今後取りまとめられる国の経済対策では、物価高騰対策として、ガソリンや電気などの価格抑制策などが講じられるとのことではありますが、今般の燃油価格の高騰などの状況を踏まえ、道においても、こうした事業者に対する支援について検討すべきと考えますが、所見を伺います。

○**渚上綾子副委員長** 交通政策局長千葉繁さん。

○**千葉交通政策局長** 福祉車両に対する支援についてでございますが、道の交通事業者に対する臨時支援事業では、交通事業者が大変厳しい経営環境にある中、コロナ禍の影響による利用者の大幅な減少なども勘案し、地域住民に最も身近な交通手段として広く利用されているバスやタクシーなどの車両を対象に支援したところでございます。

一方、福祉タクシーは、介護を必要とする方々などの通所や通院等の移動に利用されており、

こうした特定目的で利用される車両につきましては、当事業の対象とはしなかったところでございます。

道といたしましては、燃油価格の高騰が続く中、今後の国における経済対策の動向を見据えるとともに、各事業者や北海道ハイヤー協会などとの意見交換を通じて地域の状況把握に努めるなど、交通事業者の方々などとより一層の連携を図りながら、地域の実情に応じた交通が確保されるよう、様々な施策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○阿知良寛美委員 もともと、燃油高騰対策ということで、国は、タクシー事業者には補助金を出していたのですね。それはガスです。国に問い合わせてみると、1度出しているわけですから、改めて別の支援をするというわけにはいかないと。したがって、地方創生臨時交付金を活用して、各自治体でそういった支援をしていただきたい、こういったお話でありました。

家族が介護施設に入所している場合、ふだん元気な方であれば、半年に1度くらい、お盆とか正月に家に戻ってきて家族と過ごす時間もあったのだらうと思うのです。ところが、コロナの3年間、それもなかなかできませんでした。そういった家族との団らの時間を過ごすために欠かせないのが、一般タクシーはもちろんそうでしょうけれども、福祉タクシーとか介護タクシーがあります。介護をするためには、今、ヘルパーの資格が必要でありますから、そういった知識を持った人でないとできない、また、車椅子ごと搬送するというのも普通のタクシーではできないのです。そういう意味では、介護を必要とする方やその家族にとって福祉タクシーや介護タクシーというのは本当に大事な事業なのですよ。

当然、メーターはタクシーと同じですが、それにプラス介護料として500円とか1000円です。このコロナの3年間で、そういった需要が相当少なくなっておりまして、脱サラして福祉タクシーをやろうと思うがどうかと先輩に聞くと、やめておきなさいと最近と言われるそうであります。しかし、私は、福祉タクシーや介護タクシーは必要なものだらうというふうに思います。

一部の事業者はやっていますよ。ただ、多くは個人事業主であります。そうした中で、北海道では僅か800人ぐらいなものですよ。これについては、今後、いろんな形があるかもしれませんが、ぜひ一考をお願いしたい、このことを申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

すみません。

経済対策について、知事の意見を改めて伺いたいと言うのを忘れてしまいました。

○瀧上綾子副委員長 もう一度、発言をお願いいたします。

時間が過ぎていきますので、簡潔をお願いいたします。

○阿知良寛美委員 分かりました。

国の経済対策に関連する道の取組について、改めて知事の意見をお聞きしたいと思っておりますので、お取り計らいをよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○瀧上綾子副委員長 分かりました。

○阿知良寛美委員 すみません、お騒がせしました。よろしくお願いたします。

○瀧上綾子副委員長 阿知良委員の質疑並び質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

丸山はるみさん。

○丸山はるみ委員 よろしくお願いたします。

北海道総合計画と移住定住施策等についてお聞きしていきます。

現行の北海道総合計画においては人口減少問題といった本道喫緊の課題に重点的に対応してきたと、新たな北海道総合計画骨子案に記載されています。一方、本道の合計特殊出生率ですが、2022年は1.12で、全国45位と大きく落ち込んでしまいました。結果として、本道の人口減少対策が成功していないということになると思います。

北海道は、合計特殊出生率低下の要因として、未婚化、晩婚化、晩産化、核家族化の進行、若年者失業率の高さなどが影響しているとしていますが、人口減少対策が迫っていない理由をどのように考えているのか、お答えください。

○瀧上綾子副委員長 地域創生担当課長奈良華織さん。

○奈良地域創生担当課長 人口減少に関する要因についてでございますが、人口減少問題は、一つの施策で解決できるものではなく、幅広い分野にわたり粘り強く取り組んでいくことが重要との認識の下、道では、これまで、少子化対策や経済・雇用対策、生活環境の整備、移住、定住の促進など、様々な取組を展開してきたところでございます。

人口減少の進行につきましては、若い世代の方々の仕事と子育ての両立や育児への負担感、さらには、経済的な不安などにより、結婚や子育ての将来展望が描けていないといったことから、婚姻数や出産数の減少傾向が続いているほか、進学や就職などを主な理由とした若年層や女性の道外への転出超過が続いていることなど、様々な背景と要因が複雑に重なり合っているものと考えております。

○丸山はるみ委員 今の答弁で、仕事と子育ての両立や育児への負担感、それから、経済的な不安などという言葉が出てきました。

こうした若い世代が将来展望を描くことができない実態に光を当てた分析を行い、そして、実効性のある対策を打ち出すべきではないかと考えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○奈良地域創生担当課長 人口減少の要因分析などについてでございますが、国は、こども未来戦略方針で、若者や子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転させることはできないとしております。

道では、知事をトップとする北海道こども政策推進本部におきまして、経済支援や雇用対策を含めた子ども・子育て施策の課題分析を進めながら、国の方針で示されました正規雇用の拡大や所得の向上などに適切に対応できるよう取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 骨子案には、北海道の特性・潜在力として四つ挙げられています。

四つというのは、広大な土地と地理的特性、高い供給力と高品質な食、豊富で多様なエネルギー

一・資源、自然と歴史・文化に育まれた個性ある北の大地です。

これら四つの特性・潜在力を生かして、どのように人口減少対策に資するロードマップを描くのか、それを具体的に示していただきたいと思います。

○**瀧上綾子副委員長** 地域創生局長大野哲弘さん。

○**大野地域創生局長** 人口減少対策についてでございますが、道では、総合計画に基づく重点戦略計画である北海道創生総合戦略において、人口減少問題への対応を分野横断的に推進するための指針を掲げ、個別具体的な施策の展開を図っていくこととしております。

このたびの次期戦略の策定に当たっては、総合計画に掲げる目指す姿の実現に向け、喫緊の課題である少子化対策はもとより、エネルギー、食、歴史・文化など、総合計画の骨子にも示した本道の特性、強みなどを最大限生かし、デジタル産業をはじめとした企業等の誘致促進や地域特性を生かした雇用の創出、地域への愛着の醸成のほか、移住、定住の促進など、自然減、社会減の両面から総合的な人口減少対策が展開できるよう検討を進めてまいります。

○**丸山はるみ委員** エネルギーや食といった本道の強みを生かしていくと言っているのですが、具体的な道筋が見えてこないのじゃないでしょうか。

本道の特性や潜在力は前からあったわけですから、これだけでは効果的な人口減少対策とはならなかった、それはこれまでの結果が示しているというふうに思います。

若年層のニーズを反映した経済的土台を整備しなければ、いつまでも人口減少対策は成功しないと考えていますけれども、どのように取り組むのか、お答えください。

○**大野地域創生局長** 人口減少対策についてでございますが、道では、新たな総合計画の策定に当たり、高校生や大学生といった本道の将来を担う若い世代の方々からも直接、御意見を伺っているところでございます。

次期総合戦略の策定に当たっては、こうした御意見や人口の動態の要因分析なども踏まえ、とともに、各分野の代表者などで構成する北海道創生協議会の皆様の御意見を伺いながら、より効果的な人口減少対策が展開できるよう検討を進めてまいります。

以上です。

○**丸山はるみ委員** 総合政策部では、移住・定住施策について、移住に関するワンストップ窓口の運営やセミナー、それから、相談会の開催などを行っているかと承知しています。一方、Uターン、Iターンの関連事業は経済部が実施しています。一体的な施策展開が行われているのか、大いに疑問を感じるころなのです。

事実、政策評価結果における総合政策部の移住、定住の推進と経済部の産業人材の確保は、施策が別個に分かれています。これにこそ行政の縦割りと言える弊害が表れているのではないのでしょうか。

移住・定住施策の推進に当たって、総合政策部として、Uターン、Iターンの必要性をどう認識し、経済部とどのように連携して取り組んできたのか、お答えください。

○**瀧上綾子副委員長** 移住交流担当課長尾崎匡さん。

○尾崎移住交流担当課長 移住・定住施策などについてでございますが、人口減少が見込まれる本道におきまして、自然減・社会減対策の両面から、切れ目のない対策を粘り強く進める上で、U・Iターンをはじめとする移住・定住施策を進めることは重要な取組であると考えております。

道といたしましては、U・Iターンや移住・定住施策を進めるに当たり、首都圏に設置する道の移住の相談窓口「どさんこ交流テラス」におきまして、移住を希望する方の関心が最も高い仕事につきまして、ハローワークや1次産業などの関係機関と連携しながら、就業に関する情報をお伝えしているところでございます。

さらには、移住・交流フェアにおける担い手確保ブースの出展や、多くの道内企業が参加する「北海道U・Iターンフェア」への移住相談ブースの出展、経済部をはじめ庁内関係部と連携した北海道への就業をテーマとしたセミナーの開催など、庁内関係部や関係団体と連携しながら、道内各地域における魅力や暮らし、仕事に関する情報発信を丁寧に行っているところでございます。

○丸山はるみ委員 今の答弁から、一定程度、部署をわたっての連携もされているということですので、移住、定住を希望する人にとって、居住しようとする自治体の医療、教育等の助成事業の有無というのは、自治体選択の際の大きなファクターとなると思います。

北海道の移住定住ポータルサイトでは、市町村のサポート情報をテーマ別に掲載していますけれども、エクセルデータで羅列してあるだけで非常に検索がしにくいと。

一方、北海道移住交流促進協議会が運営するサイト「北海道で暮らそう！」では、情報が掲載されていないというふうに思うのですね。調べたい情報が検索しづらく、かつ、一方のサイトにしか掲載されていないということでは、利便性という観点から多くの改善点があるというふうに思います。

希望する条件に該当する市町村を検索しやすくするなど、改善を図るべきではないかと思うのですけれども、お考えをお答えください。

○尾崎移住交流担当課長 情報発信などについてでございますが、移住、定住の促進に当たりましては、地域の魅力発信と併せて、生活環境や暮らし、仕事など、移住希望者のニーズに適切に対応できるよう、ターゲットに応じた情報提供を適切に行うことが重要であると考えているところでございます。

このため、医療や教育などの助成事業の有無をはじめとして、各市町村における移住支援に関する情報を取りまとめ、道のホームページにおいて公表しているほか、総合相談窓口や移住フェア、相談会などにおきまして、個別に丁寧な相談に応じてきたところでございます。

引き続き、北海道への移住を希望される方々が求める情報を正確かつ分かりやすく提供できるよう、ユーザーサイドに立って、移住交流促進協議会とも連携しながら、ポータルサイトへの誘導や掲載内容の充実、利用しやすさの改善などに努めてまいりたいと考えております。

○丸山はるみ委員 今、改善などに努めてまいるということでしたので、よろしくお願ひいたし

ます。

次に、地方定住を目的とした、経済的な不安の解消の一助となるであろう奨学金の返済制度についてお聞きしたいのですが、国は、若者が抱える奨学金の返還を地方公共団体が支援する取組を推進することにより、地域の産業等の担い手となる若者の地方企業への就職や、Uターン、Iターンを促す奨学金返還支援による若者の地方定着を推進するとしています。

制度の概要と他都府県・市町村における導入状況、北海道における検討状況について、それぞれお答えください。

○尾崎移住交流担当課長 若者の地方定着促進に向けた支援についてでございますが、国におきましては、就職等により地域に定着する人材を確保するため、平成27年度から、地方自治体が主体となり、奨学金返還支援の制度を創設した場合には、その費用の一部について地方財政措置を講じることとしたものでございます。

総務省の公表資料によりますと、令和4年6月の時点では、全国の36都府県、道内の91市町村を含む615市町村が奨学金返還支援に取り組んでいるところでございます。

道といたしましては、引き続き、他府県及び道内市町村の動向や高等教育費の負担軽減に係る国の戦略方針を注視してまいりたいと考えております。

○丸山はるみ委員 率直に言って、いつまで注視されているのかというふうに思うのですが、例えば、岐阜県教育委員会では、来春採用の公立小中学校教諭向けに、日本学生支援機構で借りた奨学金の返還額に応じ、最大144万円を支給するという制度を新設しています。

来春採用の試験では、小学校の志願者が実に9年ぶりに増加したということで、これは効果が出ていると思うのです。小中学校志願者1068人のうち、制度の利用希望者は200人に上るということです。

また、日本学生支援機構によると、奨学金返還支援制度を利用する企業は、本年7月の時点で972社、本道に住所のある企業は71社あります。36都府県が独自事業を実施し、道内企業での導入も進んでいる背景を北海道はどういうふうに認識しているのか、他府県等の制度導入に伴う効果についても検証し、北海道としても導入に向けた検討を行うべきではないでしょうか、お答えください。

○尾崎移住交流担当課長 奨学金返還支援制度についてでございますが、奨学金返還支援制度につきましては、自治体向けには、令和2年度に対象要件の見直しや財政措置の拡充が図られ、また、企業向けには、令和3年度から、直接、日本学生支援機構に返還することが可能となったことや法人税の税額控除が受けられることなどの見直しが行われたところでございます。

こうした制度改正により、自治体や企業が利用しやすい制度となったところでございますが、道が本制度を活用した場合には、都市部への就職を希望する学生の利用が集中し、地方企業の人材獲得と競合する可能性があることや、市町村が実施する場合に比べて財政措置が低くなるといった課題があることなどから、道といたしましては、他の都府県の事例を把握するとともに、国の制度や先行事例の情報提供を行うなど、市町村が主体となった取組の支援に努めてまいりたい

と考えております。

○丸山はるみ委員 既に36都府県で先行導入されており、本道は大きく後れを取っています。今の答弁の中で、見直しによって、自治体、それから企業に利用しやすくなったというふうに評価されているということですから、導入を進めるべきだと思うのです。

こういった状況の中で、本道を選んでもらおうと思っても、食や広大な土地だけでは今まで選んでもらえなかったわけですから、人口減少の背景にある経済的な負担、育児と仕事の両立、こうした若者の大変さを直視するべきだというふうに思います。

具体的施策と達成目標を明確にすることを次期総合計画に明記するべきではないでしょうか。また、当事者の声を直接聞くワークショップなどに取り組んで、道民の生の声を取り入れるべきだと思いますが、お答えください。

○淵上綾子副委員長 計画局長笠井敦史さん。

○笠井計画局長 新たな総合計画の策定についてでございますが、全国に比べ急速に進行する本道の人口減少は、暮らしや産業など様々な分野に影響を及ぼしていることから、少子化対策はもとより、雇用の創出や経済の活性化、安全、安心な地域づくりや教育環境の充実など、幅広い分野にわたり粘り強く取組を進めるとともに、目標を明確にし、適切なPDCAサイクルの下、施策を効果的に展開していくことが重要と認識してございます。

道といたしましては、こうした考えの下、人口減少問題など本道が直面する重要課題への対応を政策検討の視点の一つとして位置づけ、2030年代半ばの北海道の目指す姿やその実現に向けた実効性の高い政策展開の方向性について具体的に検討してまいります。

また、道では、新たな計画の策定に当たりまして、地域の実情や課題を把握するため、道民の皆様や企業、団体等の方々へのアンケート調査に加えまして、幅広い世代や地域、職種の方々や市町村の皆様から御意見を直接伺うとともに、道職員が学校を直接訪問し、高校生や大学生の方々にグループでの議論を通して様々な御意見を伺っているところでございまして、こうした取組により把握した地域の実情などを十分踏まえ、総合開発委員会での御議論もいただきながら、計画の素案を取りまとめてまいります。

○丸山はるみ委員 答弁の中で、仕事と子育ての両立や育児への負担感、経済的な不安などが今の若い世代の方々にはある、このことが人口減少の原因にもなっていると。また、国は、こども未来戦略方針で、若者や子育て世代の所得を伸ばさない限り、少子化を反転させることはできないと言っているということで、きちんと分析ができているというふうに私は感じました。だからこそ、さらに当事者の声を聞く、それを計画に反映させていく、取り込んでいくということが大変大事だというふうに思います。

今、高校生、大学生の意見を聞いている、そして、アンケートもやっているということでありました。さらに、石川議員は、中学生にもお話を聞いてほしいというふうに言っていました。

加えて、今、子育てをしている人たちが何に困っているのか、そういう働く若い世代、子育てをしている世代の声もぜひ聞いていただいて、そして、計画に取り込んでいただきたい、

このことを指摘して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

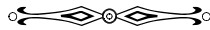
○**瀧上綾子副委員長** 丸山委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩



午前11時57分開議

○**瀧上綾子副委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 選挙管理委員会所管審査

○**瀧上綾子副委員長** これより選挙管理委員会所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、発言を許します。

前田一男さん。

○**前田一男委員** 私からは、投票率の向上についてという視点で質問させていただきます。

幸福度ランキングというのを御存じでしょうか。

この中には、指標として投票率というのがあります。政治に参画することが国民の幸福度の向上につながるというふうな考え方がありますが、日本の場合には、52.7%、OECD38か国の中で35番目ということでもあります。投票は、民主主義における根幹でありますから、やはり、投票率は一定程度上げていく努力をしなければなりません。

一方、地域を回っておりますと、以前は、ここに小学校があつて、そこには投票に行けたのだけれども、小学校が統合されてしまったので、向こうの学校まで行かなきゃいけない、向こうまでは歩いていけない、だから、前田さん、今度は投票に行けない、そんなふうに言われることがあるのです。

そこで確認ですけれども、国では、各地の投票所の数において、一定の基準を設けているのですが、道内の各市町村はこの基準に準拠しているということを確認させてください。

その上でですが、選管さんに、先日、資料を出していただきましたら、直近の知事選挙では、投票率の高いところで、80%を超えているのが神恵内村と利尻富士町、そして、投票率の低いところ、この名前は言いませんが、40%台のところは20くらいありました。この差というのは、選管としてどんなふうに分けられているのでしょうか。

○**瀧上綾子副委員長** 選挙管理委員会事務局次長津久井直子さん。

○**津久井選挙管理委員会事務局次長** 投票所の基準と投票率の地域差についてでございますが、投票所の基準に関しましては、国から、有権者の住所から投票所までの距離が3キロメートル以上ある地区を含む投票区にありましては、当該投票区を分割したり、投票区を再編することや、

【第1分科会 10月3日 第4号】

3000人以上の有権者を有する投票区にあつては、おおむね3000人を限度として投票区の分割を行うことなど、人口の増減の状況や地形、交通の利便等、地域の特性を十分に考慮して措置するよう示されておりまして、市町村選挙管理委員会におきましては、地域それぞれの実情を十分に踏まえながら設置しているところでございます。

次に、都市部と町村部で投票率に差があることにつきましては、例えば、町村部の有権者は、地域を単位とする様々なネットワークに属しているといったそれぞれの有権者の特徴の違いに原因を求めている説が提示されているところでございます。

また、各種選挙後に実施されております全国意識調査によりますと、選挙への関心度は若年層が低く、世代が上がるほど高くなり、選挙における投票率も同様に、10代、20代が最も低く、60代が最も高いなど、世代により投票率に差があるところでございます。

本道の人口を世代別に見ますと、全道平均に比べまして、都市部は若年層の割合が高い一方、町村部は高齢層の割合が高い傾向にございまして、有権者の年齢構成と世代別の投票率の差が投票率の地域差に影響している面もあるのではないかと考えております。

○前田一男委員 家から投票所までの3キロメートルという距離をどう見るかだと思います。

車で行くと、3キロメートルというのはすぐに着く距離ですが、高齢者の方が歩いていくとなると、なかなか簡単に行ける距離ではないなというふうに感じました。

ところで、総務省や道選管も、投票所に行きましょう、投票しましょうという呼びかけはしておりますが、その目標設定というのでしょうか、何%ぐらいまで引き上げていこうというような目標値は持っているのでしょうか。

○津久井選挙管理委員会事務局次長 投票率の向上についてでございますが、地域の代表を選挙によって選定する権利は、政治への参加の機会を保障する基本的権利として、民主主義の根幹をなすものであり、有権者全てに平等に与えられるべきものとされております。

選挙における投票は、主権者としての意思を政治に反映させることのできる大切な機会でありますことから、一定の率を掲げるなどして投票率の向上を目指すのではなく、1人でも多くの方々に投票していただけるよう、様々な機会を捉えて呼びかけてきたところでございます。

○前田一男委員 ほかの事例などを見ても、やはり、政策実現のためには一定の目標値を定めるというのも一つの考え方だと思います。先ほど紹介したOECDの平均は約70%ということでもありますから、こういった目標設定についても御一考いただきたいと思います。

また、先ほど早坂委員から、ナッジの考え方についてのお話がありました。そつと後押しして行動変容を促す、若年層にはこういった考え方、アプローチというものも必要ではないかというふうに思いましたので、その件についても御一考いただきたいと思います。

若い方々に選挙に行っていくためには、親がそれを促すのが一番ですけれども、もし行政として何かできることがあるとすればどんなものがあるか、お答えいただければと思います。

○瀧上綾子副委員長 選挙管理委員会事務局長上田哲史さん。

○上田選挙管理委員会事務局長 若年層に対する啓発についてでございますが、近年の選挙にお

きましては、若年層の投票率が全体の投票率を下回る状況が続いており、投票率向上に向けましては、より多くの若年層の方々に投票いただきたいと考えております。

このため、若者の政治意識の醸成を図り、選挙の意義の理解を深めていただくため、高校や大学での出前講座や、10代、20代の方々を対象とする「明るい選挙まんがコンクール」などを実施しております。

また、近年の選挙時におきましては、若年層に重点を置き、インターネットやSNSを幅広く活用して、政治や選挙への関心を高める啓発事業を展開してきたところでございます。

北海道選挙管理委員会といたしましては、引き続き、市町村選挙管理委員会や関係機関との連携を強め、誰もが投票できる環境の整備や各種啓発事業の展開など、選挙に1人でも多くの方々に参加いただけるよう取り組んでまいりたいと考えてございます。

○前田一男委員 私どもも、投票したい人がいないと言われぬように頑張らなきゃいけないけれども、選管としても、多くの方々に投票いただけるように努力していただきたいと思っております。

終わります。

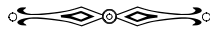
○渚上綾子副委員長 前田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、選挙管理委員会所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩



午後1時12分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 出納局所管審査

○久保秋雄太委員長 これより出納局所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、発言を許します。

川澄宗之介君。

○川澄宗之介委員 御苦労さまです。

電通北海道による過請求事案についてお聞きをしていきたいと思っております。

電通北海道の過請求事案でありますけれども、我が会派の代表質問において、知事を含めた執行部の責任について伺ってきたところであります。知事は、公的業務に関する基本的ルールや留意事項を受託者に周知するなど、再発防止に向けた取組をしっかりと進めると繰り返し答弁をされました。また、今回の予算特別委員会の各部審査では、関連する部局に対しても、我が会派のほうからこの点についてただしてきたところでもあります。

道が委託したコロナ関連事業でもありますし、道民の命や健康を守る大切な事業で起きた重大な事案でもありますから、改めて、責任の所在を明確にすべきと考えますが、その点についての

見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 出納局次長岩田伸正君。

○岩田出納局次長 電通北海道による過請求事案についてであります。このたびの事案では、道の業務を受託した電通北海道において、再委託先である電通プロモーションエグゼの業務に対する管理監督を怠ったことに加え、再委託先においては、勤務実績などの関係書類を改ざんするなど、不適切な行為が行われたものと承知しております。

こうした行為は、道民の皆様の信頼を著しく失墜させる極めて不適切なものと受け止めており、同様の事案が繰り返されることのないよう、電通北海道等における再発防止の取組はもとより、道におきましては、今後の業務の執行に当たり、要綱等に定める手続の徹底に加え、このたびの事案を踏まえた各般の取組を着実に進めていくこととしているところでございます。

○川澄宗之介委員 御答弁をいただきましたけれども、道民の皆さんにとっては、今回のコロナの事案というのは非常に大きな課題であって、それに関する委託業務でこういったことが起きたことについて、本当に道民の皆さんの信頼を失墜させたと思っています。

また、同様な事案は、道外の自治体、また広域自治体でも起きていまして、それぞれ受託した業者側が水増し請求をしていたというような事案が全国でも起きている状態でもあります。道としても、これまで、多くのものをやられていると思いますが、こういった委託業務の際に、本当に大丈夫だったのかと思うところがあります。

そこで、再委託、再々委託について伺いたいと思います。

委託業務を行う際に、受託業者が——もちろん、民間業者がほとんどでありますから、商習慣で再委託や再々委託をするような場面があること、そういった可能性があることについては、道も、長い間、多種多様な委託業務を行ってきたわけですから、当然、そういった可能性があるということは理解していたのではないかと私は思っています。

知事は、再々委託は想定外といった答弁をしておりましたけれども、それは、業者はこういうことはしないだろうというような性善説に基づいたような話じゃないかなと私は思っているのですけれども、果たしてそういった考えだったのかどうか、見解を伺いたいと思います。

○久保秋雄太委員長 財務指導課長阿保恵一君。

○阿保財務指導課長 業務の委託についてであります。契約の相手方の選定については、業務委託事務取扱要綱において、業務を処理するのに必要な資力、信用、経験等を有すると認められる者の中から選定することを規定するとともに、再委託については、原則禁止であることから、技術的・経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないことなど、一定の要件を満たす場合に限り承諾することとしているところでございます。

業務の委託は、受託者または再委託先の相手方が業務を履行する能力を有していることが前提のため、再々委託については想定していないところであります。このたびの事案を踏まえ、仮に再委託を承諾する場合には、道から受託者に対し、再々委託はできない旨、改めて周知するとともに、受託者から再委託者に、第三者に委託することのないよう、指導、通知させることとし

たところでございます。

○川澄宗之介委員 今御答弁いただいた中に、受託者または再委託先が履行能力を有していることが前提のため、再々委託は想定していないということでありましたけれども、やっぱり、そこは甘かったのじゃないかなと私は思うのですよね。

本来、こういった業務委託をする際には、相手先がどういった企業であるかということ、また、どういった団体であるかということをしつかりと見極めるものですが、大丈夫だろうという前提でやった結果が、今回のような多額の金額が発生するような大きな事案になったのではないかなと思います。

こういった点は、指導、通知していくということですので、出納局の皆さんとしては、各部署がちゃんとやっているだろうという前提でやられていたのだと思いますけれども、そこは、しっかりと目を光らせていただきたいことを指摘しておきます。

次に、指名停止期間について伺います。

道では、今回の事案を受けて、電通北海道は6か月間の指名停止措置、また、電通プロモーションエグゼを、12か月間、契約の相手方としないこととしたと聞いております。

電通北海道の対応を含めて、いずれも悪質であるにもかかわらず、両者に期間の差が生じているところでもあります。

この差について、競争入札参加資格者指名停止事務処理要領に基づき、どのように判断したのか、出納局の見解を伺います。

○阿保財務指導課長 指名停止等の措置についてであります。道では、競争入札参加資格を有する者が指名停止事務処理要領に定める停止要件のいずれかに該当するときは、競争入札参加者審査委員会の審議を経た上で、期間を定め、指名停止を行うこととしているところでございます。

このたびの事案においては、電通北海道は、定められた手続を経ずに再委託を行っていたほか、再々委託の実態を把握せず、道への実績報告や請求内容について、十分に精査、確認していなかったことなどを踏まえまして、指名停止要件の、過失による粗雑な契約履行及び契約違反に該当するものとして、6か月間の指名停止とされたところでございます。

また、電通プロモーションエグゼは、道の競争入札参加資格を有しておりませんが、このたびの事案において、道及び受託者に無断で第三者に委託を行っていたことや、意図的に勤務実績の改ざんや各種経費の上乗せを行うなど、極めて悪質性が高い行為であったことを踏まえまして、指名停止事務処理要領の運用に定める、停止要件のいずれかに該当する事実があるときは、資格者の例により、一定期間、契約の相手方としないことができるという規定に基づきまして、不正または不誠実な行為に該当するものとして、最も期間の長い12か月間、契約の相手方としないこととされたものと承知しております。

○川澄宗之介委員 最後の質問になります。

電通北海道の再委託先のエグゼ社は、今回の事案について、担当者のコンプライアンス意識が

【第1分科会 10月3日 第4号】

希薄だった、こういった驚くべき発言をしていたと承知しています。

道は、今後、公的業務に関する基本的ルールや留意事項を受託者に周知し、再発防止に取り組むとしておりますけれども、今回のような重大事案が全国各地でも起きているわけであります。

ルールや留意事項の周知はもちろんのこと、受託者の業務内容や危機管理体制、これまでの実績、業績等、いわゆる身体検査というものを徹底的に行う仕組みを導入することが必要でもありますし、また、道側のチェック機能の強化を図るなど、知事から答弁いただいていたように、再発防止の実効性というものを担保していく方策を講じる必要があると考えますが、見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 会計管理者兼出納局長森隆司君。

○森会計管理者兼出納局長 このたびの事案を踏まえた対応についてでございますが、業務の委託に係る事務処理の手続につきましては、取扱要綱や通知において定めているところでございますが、その適正な履行を確保するためには、発注部局において、適切な受託者の選定や随時の執行状況の把握など、要綱等に沿って的確な事務処理を行うことが何より重要と考えております。

このため、改めて各部局に対しまして、要綱や通知に定める手続の徹底を求めますとともに、受託者の選定に当たりましては、具体的な執行体制や過去の業務実績に関する資料を求めるなどして履行能力を十分に確認すること、また、委託期間中における関係書類の徴取や現地調査による牽制の強化、検査時における公的書類の活用など、このたびの事案を踏まえまして、業務の各段階において留意すべき事項を具体的に示し、業務の性質に応じた適正な執行の確保について通知をしたところでございます。

また、新たに、受託者に対しましては、契約書とは別に、公的契約に関する基本的なルールや留意すべき事項を分かりやすく周知するとともに、職員に対しましても、財務会計事務に係る研修内容を充実することにより、そのスキルアップに取り組むなど、同様の事案が繰り返されることのないよう各般の取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○川澄宗之介委員 今後の対応について、出納局として改めて各部局をしっかりと引き締めていただくということだと理解をしておきます。

道としての委託業務に対する認識というのは、受託者は悪いことをしないだろうという前提に立っていたということが明らかになっています。

今回の電通北海道の事案について各部局にただしてきたこともありますが、知事は、委託業務に対し、今後どのように取り組もうとしているのか、伺いたいと考えておりますので、委員長のお取り計らいのほどをよろしくお願い申し上げまして、私の質疑を終わりたいと思います。

○久保秋雄太委員長 川澄委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

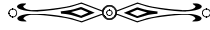
以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、

出納局並びに通告のなかった人事委員会、監査委員所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時24分休憩



午後1時26分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1. 総務部所管審査

○久保秋雄太委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

林祐作君。

○林祐作委員 それでは、早速、質問に入らせていただきたいと思います。

まず、人事行政について伺います。

道職員の志願者確保に関する我が会派の同僚議員の一般質問で、知事からは、首都圏をターゲットとしたウェブ広告の実施、移住・定住政策やU・Iターン政策とも連携した採用PR活動の実施、さらには、道庁オフィスウォッチングのオンライン方式の導入などについて答弁がありました。

道政を担う優秀な人材を確保していくことは喫緊の課題であり、速やかに様々な取組を行う必要があると考えます。

そこで、道職員の志願者確保について、以下、数点伺います。

道職員の採用PR活動について、まずは伺います。

道職員を目指す学生等の増加に向け、今年度から首都圏をターゲットとしたウェブ広告や移住・定住政策などと連携した採用PR活動を実施しているとのことですが、具体的にどのように取り組んでいるのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 人事課長古田生介君。

○古田人事課長 受験者の確保に向けた情報発信についてでございますが、道では、人事委員会と連携した採用セミナーをはじめ、道内の大学での説明会や民間就職支援会社が開催する合同説明会の場を活用するほか、採用ポータルでの試験情報や勤務条件、キャリアプラン等の掲載などを通じまして、学生などに対して、道の役割や仕事の魅力などの情報発信を行ってきているところでございます。

今年度からは、道外からの受験者の拡大を図るため、新たに、東京都、埼玉県、神奈川県といった首都圏に在住している方々を対象に、スマホを活用したウェブ広告による採用募集を実施し、その結果、公告期間中の採用ポータルの閲覧回数は、通常時の約8倍となったところでございます。

また、総合政策部の移住・定住政策と連携し、8月に、道内への移住を希望する方々を対象と

【第1分科会 10月3日 第4号】

したオンラインセミナーの場で採用試験のPRも行ったほか、11月には、東京都で開催されます北海道移住・交流フェアに合わせまして、どさんこプラザで受験案内リーフレットの配付などの情報発信も行う予定でございます。

さらには、こうした取組に加えまして、経済部のU・Iターン政策とも連携をし、今後、東京都内でのU・Iターン交流会や弘前大学で開催されますセミナーに参加する予定でございまして、庁内の関係部局とも連携しながら、道内外への学生などへのアピールの機会を確保するよう取り組んでまいります。

○林祐作委員 続いて、道庁オフィスウォッチングの充実などについて伺います。

道の採用PR活動を幅広く行うことも必要ですが、道の仕事の魅力を職員が直接、学生に伝える取組も重要であると考えます。

道では、昨年度から、大学生が職員と1対1で対話できる道庁オフィスウォッチングを実施しているとのことですが、道庁オフィスウォッチングやインターンシップについて、今後どのように取り組むのか、伺います。

○古田人事課長 道庁オフィスウォッチングなどについてでございますが、道では、昨年度、学生に対しまして、仕事のやりがいや採用後のキャリア形成、転勤や人事異動などにつきまして、直接、対面で伝え、道庁への理解と関心を高める機会を設けるため、道庁オフィスウォッチングを実施したところでございます。

この取組には、110名の学生に参加していただきまして、大学のOBなどの職員と意見交換などを行っております。参加した学生の方々からは、幅広い業務が行われていることを実感できた、女性職員の話を知り、働きやすい職場と感じた、転勤についても、ポジティブに捉えており、不安が軽減されたなどの御意見があったところでございます。

また、今年度は、学生が実際に道職員の仕事を体験する機会を確保するため、コロナ禍で令和2年度から休止していましたインターンシップを再開いたしまして、131名の学生に参加していただいたほか、道庁オフィスウォッチングにつきましても、道外の学生など、遠隔地の方々に参加しやすくなるよう、新たにオンライン形式も併用して今月から実施する予定でございます。

道といたしましては、今後、こうした取組への参加者の御意見も踏まえ、実施時期や期間、実施方法などを工夫するなどしながら、仕事の魅力や職場の雰囲気などを学生に直接お伝えする機会を設けてまいります。

○林祐作委員 続いて、女性受験者の確保について伺います。

国では、国家公務員大卒程度試験受験者に占める女性の割合が、令和5年度が42.9%、令和4年度が43.4%と、高い水準を確保しています。

多様で優秀な人材を確保するとともに、女性の立場や思いに寄り添った政策を遂行していくには、女性職員を増やしていく必要があります。そのためには、入り口の採用段階から多くの女性に受験していただく必要があると考えます。

これまでの女性受験者の状況はどのようになっており、女性受験者の確保に向けて、今後どの

ように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○古田人事課長 女性受験者の確保についてでございますが、知事部局で採用となる一般行政の試験区分における女性受験者数と受験者全体に占める割合についてでございますが、令和2年度が696名で約27%、令和3年度が647名で約30%、令和4年度が525名で約29%となっておりまして、男女を問わず、受験者数は減少傾向にあり、女性の占める割合はおおむね30%前後で推移しているところでございます。

こうした中、道では、これまで、女性受験者の確保に向けまして、人事委員会と連携した道内の大学訪問や採用セミナーのほか、女性職員と女子学生の意見交換会などの場を通じまして、道職員の仕事はもとより、女性活躍に向けた取組や子育てしやすい職場環境、さらには、スマート道庁による新しい働き方などについてPRしてきたところでございます。

また、今後は、これらの取組に加えまして、新たに、道外の大学にも女性職員が出向きまして、女子学生に道庁の仕事の魅力などを伝える機会を設けるとともに、女性職員との意見交換会につきましても、遠隔地の方も参加しやすいオンライン形式も取り入れるなど、より多くの女性の方に道庁への関心を持っていただけるよう取り組んでまいります。

○林祐作委員 続いて、子育てしやすい職場環境づくりについてお伺いをいたします。

道職員の志願者の拡大に向けては、男女を問わず、子育てしやすい職場環境であることが重要と考えます。

今定例会の一般質問で、男性職員の育児休業取得促進に関し、知事からは、道の特定事業主行動計画に定める取得率を引き上げる旨の答弁がありました。そのためには、職員が出産や子育てのための休暇を取得しやすい職場環境を整えていくことが大切であると考えます。

道は、職員の出産、子育てのための休暇取得に関し、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 給与サービス担当課長菅井信宏君。

○菅井給与サービス担当課長 職員の子育てに関する休暇などについてであります。職員が子育てのために利用することができる休暇や休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく育児休業や部分休業、育児短時間勤務のほか、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例などに基づき、国家公務員の休暇制度に準拠し、保育施設への送迎などの場合に取得できる育児休暇や、子どもの通院の付添いや看病などの場合に取得できる子の看護休暇といった休暇を設けているところです。

また、こうした休暇などについては、仕事と子育ての両立を支援する制度などを分かりやすくまとめた「職員のための子育てサポートブック」や、実際に育児休業を取得した男性職員の体験談や配偶者の声などを紹介する「パパの子育て応援ハンドブック」などを作成、配付いたしまして、子育てをする職員への周知を図り、積極的な活用を促しているところです。

道といたしましては、今後とも、職員の意見も聴きながら、男女を問わず全ての職員が、仕事と子育ての両立はもとより、様々なライフステージの変化に柔軟に対応し、意欲と能力を生かし

【第1分科会 10月3日 第4号】

で働き続けることができる職場環境づくりに取り組んでまいります。

○林祐作委員 男性にとっても女性にとっても子育てしやすい職場環境を整えることは、男女を問わず、志願者の確保や職員の離職の防止に効果があると考えます。道庁においても、他の都府県などの事例を参考にしながら、子育てのための休暇制度の充実などに努める必要があると考えます。この点を指摘させていただきます。

続いて、今後の取組について伺います。

道庁の仕事の魅力を発信するとともに、職員が働きやすい職場環境づくりを進めていくことも、道職員の志願者の拡大を図る上で重要です。

こうした取組を進めるには、学生と年齢の近い若手職員などの意見を把握するなどして、実効的に進めていくことも必要と考えますが、優秀な人材を確保していくため、今後どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 総務部職員監谷内浩史君。

○谷内総務部職員監 受験者確保に向けました今後の取組についてであります。道職員を目指す人材を確保していくためには、道の仕事の魅力などを積極的に発信するとともに、子育てや介護などのライフスタイルに応じた多様な働き方を選択できる環境づくりを進めながら、多くの学生等に道職員に関心を持っていただき、採用試験を受験していただくことが重要であると認識しております。

このため、人事委員会や庁内関係部局と連携しながら、より具体的な道職員のイメージや道庁の担う役割を知っていただけるよう、様々な機会を活用した採用活動をこれまで以上に展開していくとともに、スマート道庁による多様で柔軟な働き方を推進するなど、働きやすい職場環境づくりに取り組んでいくこととしているところであります。

また、こうした取組を進めるに当たりましては、若手職員や女性職員などからも意見や提言をもらいながら、そうした声を今後の採用活動や職場環境づくりに反映し、道職員採用試験の受験者の増加につなげていくなど、意欲と能力にあふれる多様で優秀な人材の確保に努めてまいります。

○林祐作委員 続いて、高齢期職員の活躍促進について伺います。

地方公務員法や道の関係条例の改正に基づき、今年度から、順次、定年退職年齢の引上げが実施され、来年4月からは役職定年を迎えた職員が各職場で働くこととなります。

令和4年第3回定例会における我が会派の同僚議員からの質問に対して、知事からは、役職定年者について、新たな職の設置を含めた職域の設定を検討していく旨の答弁がありました。その後の検討状況についてお伺いいたします。

○古田人事課長 役職定年後の職員の働き方についてでございますが、現行60歳の定年年齢が今年度から段階的に65歳まで引き上げられることに伴いまして、役職定年制が導入され、管理職員は、60歳以降、非管理職員として勤務していくことが基本となるところでございます。

こうした役職定年となる職員には、即戦力として、係長職としての役割を担っていただくこと

はもとより、これまで培った豊富な知識や技術、経験などを生かし、新任の管理職員などへのサポートや次世代を担う職員の指導育成、業務改善への取組といった役割も期待しているところでございます。

また、今後、60歳以降も働く職員が増加していくことが見込まれる中、役職定年となる職員が意欲を持ってこうした役割を果たしていくことができる環境づくりも併せて行っていくことが重要でございまして、そのためには、それにふさわしい職の設置も必要と考えております。

現在、他県におきまして、役職定年制の導入に当たって、シニアアドバイザーやシニアエキスパートなどの職の設置を検討しているものと承知しておりまして、道といたしましても、こうした他県の事例なども参考にしながら、年内に新たな職の具体的な内容を固めるとともに、対象となる職員への説明会などを通じまして、期待する役割などについて十分な周知を図っていく考えでございまして。

○林祐作委員 続いて、退職後の職員の活用について伺います。

道内では、少子・高齢化や生産年齢人口の減少が全国を上回るスピードで進み、道内の多くの業界で人手不足が課題となる中、経験豊富な道職員の再就職に対するニーズは一定程度あるものと考えます。

令和5年第2回定例会における我が会派の同僚議員からの質問に対し、職員監は、「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」に定める給与基準額が、職員の定年引上げ後の給与水準と比べて低いものとなっており、再就職を希望せず職員として勤務することを選択する者が増えることが見込まれるとの認識を示し、団体等からの人材紹介要請に十分に伝えていくことが難しくなることが懸念されるとして、職員の退職管理の在り方について必要な検討を行う旨の答弁をされております。

我が会派同僚議員から、検討に当たっては、企業や団体における人手不足への対応といった観点からも、要綱に定める給与額も含め、必要な検討を早期に進めるよう指摘したところですが、その後の検討状況についてお伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 人事局長飯田滋君。

○飯田人事局長 職員の退職管理についてであります。道では、職員の団体等への再就職に關しまして、「北海道職員の退職管理に関する取扱要綱」を定め、道の財政的関与の高い団体への再就職に当たって、給与に一定の制限を設けておりますが、その額は、これまで、職員が再任用される際の給与水準を踏まえた額としており、定年引上げ後の職員の給与水準と比べて低いものとなっているところでございます。

このため、給与に係る制限の額が現行水準のままであった場合、再就職を希望せず職員として勤務することを選択する者が増えることが見込まれますことから、今後、団体等から道に対する職員の人材紹介要請に十分に伝えていくことが難しくなることも考えられるところでございます。

こうしたことを踏まえまして、道といたしましては、団体等における人材確保に支障を来さな

【第1分科会 10月3日 第4号】

いよう、要綱に定めます給与制限等について一定の見直しが必要と考えております。定年引上げ後の給与水準との均衡を考慮した上で、団体等において、その職責などを勘案して定めるものとする方向で、現在、検討を行っているところでございます。

○林祐作委員 続いて、今後の対応について伺いをいたします。

再就職者に関する給与の取扱いの見直しについては、関係する団体において、来年度の人材確保や組織の運営に向けて、組織体制や予算措置を検討する必要性が生じると考えます。

検討に当たっては、関係する団体に丁寧に説明を行いながら、団体の組織運営に支障が生じないように速やかに検討を進めるべきと考えますが、今後どのように対応されていくのか、伺いをいたします。

○谷内総務部職員監 今後の対応についてであります。地方公務員法の改正に基づく職員の定年年齢の引上げに伴いまして、今後、60歳以降も職員として勤務する者が段階的に増加することが見込まれるところであります。

一方で、人口減少が進み、道内各地で人手不足が深刻化する中にあるには、道職員として長年培われた能力や経験を生かし、退職後に団体や企業で勤務してもらうことは、地域課題への対応などといった面からも有効と考えているところであります。

こうした状況を踏まえまして、道では、現在、団体等における人材確保といった観点も考慮しながら、退職管理要綱に定める給与制限等の見直しにつきまして検討を行っており、この見直しに当たりましては、関係する団体等に対しまして丁寧に説明をし、御意見を伺うなどしながら、次年度以降の団体等における組織運営などに支障が生じないように、適切に対応してまいりたいと考えております。

○林祐作委員 続いて、財政運営について伺います。

道は、来年度以降に必要な財政運営上の対策を年内にも明らかにするとのことですが。

我が会派の代表質問でも指摘したように、財政運営に対し厳しい材料が最近増えてきており、今後の対策検討の前提となる収支見直しを精査していくに当たり、先行きやその動向を注視していく必要があります。

そこで、今後の収支の見通しや財政運営について、以下、数点伺います。

道債償還費について伺います。

道の予算積算では、道債の中心年限である10年債の発行金利が、国債の予算積算金利1.1%と同率で設定されていると聞いております。

国債の予算積算金利は、ここ数年、1.1%と低率で推移してきましたが、日銀による金融政策の変更を受けた金利の上昇に備え、財務省は、来年度の概算要求に当たり、国債の予算積算金利を0.4ポイント引き上げ、1.5%にしたとのことですが。

仮に年末の政府予算案で積算金利が1.5%のまま決定した場合、これを考慮して設定している道債の予算積算金利も引き上げることとなる可能性が高く、将来の道債償還費における利払いも増加することが懸念されます。

この場合、道債償還費は、単年でどの程度増加し、収支にどのように影響する可能性があるのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 財政課長松林直邦君。

○松林財政課長 道債償還費についてであります。令和5年度予算における道債償還費の積算金利は、国債の予算金利を踏まえて、10年債を1.1%と設定しているところであります。仮に本年度の想定金利を1.5%に置き換えて試算した場合、230億円程度と見込んでいた利子償還額の所要額は、20億円程度増加し、250億円程度となる見込みでございます。

また、翌年度以降の収支見通しにおきましては、各年度に新たに発行する道債の利子償還額が増加をし、後年度にかけて累積をしていくことから、収支不足額の拡大要因として影響するものと考えております。

○林祐作委員 続いて、次元の異なる少子化対策について伺います。

国の少子化対策拡充に伴う財源の確保についてです。

国は、去る6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」の中で、歯止めの利かない少子化への対策として、来年度からの3年間を集中取組期間とし、3兆円半ばの規模で施策の充実を図っていくとしております。

一方、国の対策で掲げられた拡充策には、例えば、児童手当に係る所得制限の撤廃や高校生までの支給延長など、現行制度では、地方も一定の財政負担を行う施策が含まれております。

国は、年末までに財源について結論を出すとしておりますが、国との役割分担の下で地方も少子化対策の一翼を担い、制度拡充に伴う財政負担が増加する場合は、国の責任においてしっかりと財源を手当てすべきであると考えます。

道は、国による少子化対策の拡充に伴って生じ得る新たな財政負担について、どのように対応していくのか、考えを伺います。

○松林財政課長 新たな財政負担への対応についてであります。国の「こども未来戦略方針」におきましては、こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組むべきものであるものとして、地方の財源についても年末に結論を出すこととされております。

道といたしましては、国が全国一律で行う施策の充実に伴い生じる地方の財政負担につきましては、国の責任において財源を確実に措置すべきと考えておりまして、今後の国の動向を注視しつつ、全国知事会とも連携をしながら、必要な財源の確保について国に強く求めてまいります。

○林祐作委員 次に、物価高騰による維持管理経費の増加について伺います。

第2回定例会で議決した補正予算を含む年間予算の編成においては、エネルギー価格等の高騰も財政収支悪化要因の一つになっていると考えます。

道民の生活に影を落とすこうした燃油価格や電気料金の高騰は、学校や庁舎など、全道に多くの施設を保有する道においても、維持管理経費の増加となって表れた格好です。

こうした中、国では、新たな経済対策を検討するなど、その先行きはなお見通せませんが、道

【第1分科会 10月3日 第4号】

は、こうした庁舎等の維持管理経費の増加に、今後どのように対応されていくのか、お伺いいたします。

○松林財政課長 維持管理経費の増加への対応についてであります。令和5年度予算におきましては、エネルギー価格等の高騰による影響により、庁舎等維持管理経費の所要額が前年から大きく増加し、収支悪化の一因にもなっているところでございます。

物価高騰が長期化し、その先行きが見通せない状況にある中、道といたしましては、国に対し、必要な財政需要を地方財政計画に適切に計上することや、地方創生臨時交付金など、維持管理経費の高騰分に活用可能な国費の確保を求めていくとともに、効率的な執行を行い、限られた財源の中で、引き続き、庁舎等の維持管理を適切に行えるよう努めてまいります。

○林祐作委員 次に、投資的経費についてお伺いいたします。

今年も全国で記録的な大雨が相次ぎ、中には、激甚災害に指定されるような大きな災害も発生しております。

道では、国が集中的に進める防災・減災、国土強靱化対策に沿った事業の実施など、老朽化した社会インフラの維持修繕に取り組んでおられますが、道民の安心、安全を守るためには、こうした取組を今後も積極的に進める必要があります。

また、過去に集中的に整備した学校や庁舎などの多くが老朽化し、その改修や修繕などにも計画的に取り組んでいかなければなりません。

こうした社会資本整備は、道債の発行を伴う事業が多いため、金利上昇の動向などに注意が必要であるものの、厳しい財政状況の中でも、今後も見込まれるこうした投資的財政需要にしっかり対応していくべきと考えます。道の考えを伺います。

○久保秋雄太委員長 財政局長木村敏康君。

○木村財政局長 投資的経費についてであります。近年、大規模な自然災害が頻発・激甚化する中、道としましては、道民の安全、安心な暮らしを守る観点から、防災・減災、国土強靱化のための対策や、老朽化した施設等の維持管理や更新など、必要な社会資本整備は着実に進めることが重要であると考えております。

一方、道財政は、今後も収支不足の発生が見込まれるなど、厳しい状況が続きますことから、国庫補助金や地方交付税措置のある地方債を最大限活用するなどしながら、限られた財源の中で、引き続き、効果的な整備等に努めてまいります。

以上です。

○林祐作委員 続いて、今後の財政運営についてお伺いいたします。

ここまで、金利上昇が道財政に及ぼす影響や、国が進めようとしている少子化対策に要する地方財源確保の重要性など、道の財政運営に大きな影響を与えかねない事項について、道の考えを伺ってまいりました。

道の財政にとっては気がかりな材料が見えてきており、多くは国の予算編成の決着を待たなければなりません。その動向によっては、収支の状況が悪化に転じることも視野に入れながら、

対策の検討を進める必要があります。

一方、こうした中であっても、道民の安心、安全に向けた投資など、必要な経費はしっかりと確保していくことが重要であることは、先ほど申し上げたとおりであります。

今後、道は、どのような考え方で財政運営上の対策を検討していくのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 総務部長山本倫彦君。

○山本総務部長 道財政は、来年度以降も収支不足の発生が見込まれておりますが、エネルギー価格や金利動向に加えまして、少子化対策の拡充など、国の新たな施策に伴う地方負担に対する財源確保の状況によりましては、さらに厳しい状況になることも考えられます。

一方、物価高騰や中長期的な政策課題にも対応しつつ、収支不足の解消、実質公債費比率の改善をはじめとした財政健全化を計画的に進めていくことが重要であると認識しております。

こうした考え方に基つきまして、国の予算編成や地方財政対策の動向を注視しつつ、国に必要な財源確保を強く求めていき、また、今後、改めて収支見通しを精査し、必要な対策を検討してまいります。

○林祐作委員 今後も、財政の健全化を計画的に進めていくということであります。金利動向をはじめ、今後の道の収支を悪化させる懸念材料は少なくありませんが、一方で、必要な施策は今後も機動的に実施していける財政状況でなければなりません。

今後とも持続可能な財政運営が行えるよう、財源確保をしっかりと国に求めるとともに、道としても、施策の取捨選択や財政指標の改善に結びつく財政運営上の対策を検討していただきたいと考えます。この点を指摘して次の項目に移ります。

続いて、土地信託事業についてお伺いいたします。

道は、このたびの定例会に、土地信託事業に係る契約期間を1年延長する提案を行っております。

先日の代表質問では、市況の変化などを踏まえ検討するとの答弁でありましたが、この事業をどのように取り扱うかは、市況ばかりではなく、信託事業の対象となっている不動産がどのような状況になっているかについても詳しく認識する必要があると考えます。

そこで、以下、数点伺います。

長期修繕計画等について、まず伺います。

現在、信託財産であるプレスト1・7を区分所有している受託者がオフィススペースの賃貸事業を実施しておりますが、道の事業総括では、信託契約終了後は、道による賃貸事業の継続を困難と結論づけております。

その理由として、老朽化に伴う修繕費用の発生による収支の悪化懸念を挙げておりますが、長期にわたる修繕計画にのっとなって十分に修繕積立金の積立てが行われていれば、問題にならないはずです。

プレスト1・7では、これまで、どのような計画に基づき、どのような長期修繕が実施されてきたのか、お伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 財産課長平田健男君。

○平田財産課長 長期修繕についてであります。プレスト1・7における長期修繕については、受託行や区分所有者で構成する管理組合が策定する長期修繕計画に基づき行われているところですが、この計画は、管理組合が外部非公表としているもので、開示することにより、団体の事業運営に支障が生じ得るものでありまして、その詳細について道としてお答えすることが難しいことを御理解いただきたいと思います。

その上で申し上げますと、この長期修繕計画については、平成21年度の策定以降、適宜、建物の状況に応じた見直しが行われており、管理組合では、この計画に基づき、これまで、専門の業者による点検調査の報告を受け、中央監視装置や受電設備の更新など、適時適切に修繕を実施しているとお聞きしております。

なお、受託行の専有部分につきましては、テナントの新規入居に係る設備工事や立体駐車場の設備修繕などに、適宜、対応しているものと承知してございます。

○林祐作委員 続いて、これまでの長期修繕計画等について伺います。

プレスト1・7の長期修繕積立金は、そもそものような内容の計画に基づいて積み立ててこられたのか、お伺いをいたします。

○平田財産課長 修繕積立金についてであります。プレスト1・7管理組合の長期修繕計画には、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、配管設備工事ごとに、計画期間に予定される工事やその費用、期間内の工事費総額などが盛り込まれておりまして、修繕積立金は、この計画に基づき、管理組合において区分所有者ごとに持分割合に応じた積立金負担額を決定し、積立てが行われているものと承知しております。

○林祐作委員 続いて、今後の長期修繕計画についてお伺いしますが、今後の長期修繕計画はどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○平田財産課長 長期修繕計画についてであります。プレスト1・7管理組合では、平成21年度に計画を策定以降、適宜、ビルの状況に応じて見直しを行っているところでございます。

また、直近の修繕計画は、平成29年度に見直されたものであり、数年経過していることも踏まえ、現下の状況に応じた見直しに向け、現在、協議を行っているものと承知しております。

受託行の専有部分につきましては、今後、数年以内に老朽化による立体駐車場の更新が必要となっているものと承知しております。

○林祐作委員 プレスト1・7の現在の管理状況などについて伺ってまいりましたが、全体として具体的に乏しい答弁でありました。

長期修繕に関する計画等は、最初の答弁にもあったように、信託銀行を含む区分所有者で構成する管理組合の運営に関する事項であるため、詳細を道が明らかにすることが難しい実態を確認することができたとも言えます。

事業総括でおおむね肯定的な評価を下してはございましたが、情報開示という面では課題があることは、この際、指摘しておかなければならないと考えます。

次に、道による事業継続についてお伺いいたします。

過去から遡って決算書類を見ると、信託利益金のほとんどを長期借入金の返済に充ててきた結果、事業終了時にはほぼ完済して事業を終了できる見通しであることが分かります。

一方、賃貸スペースは100%貸し出されており、毎年2億円以上の安定的な賃料収入が入っております。今後も、毎年、安定的な賃料収入が見込めるにもかかわらず、事業総括では、道が賃貸事業を継続する場合の収支をどのように見込んでいるかの詳細が全く示されておりません。

先ほど伺った今後の長期修繕の計画も含め、道が賃貸事業を継続する場合の収支見込みを早急に示すべきと考えますが、見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 財産担当局長清水章弘君。

○清水財産担当局長 収支の試算についてでございますが、昨年2月の事業総括の取りまとめから約1年半が経過し、この間の社会経済情勢等の変化を踏まえ、現在、外部有識者の方々から御意見をお聞きしているほか、信託財産の取扱いにつきまして、複数のケースを想定し、試算を行っているところでありますが、例えば、保有するとした場合は、オフィスビル賃貸業としての安定的な運営のためには、一定程度の長期保有を前提とすることが必要と考えられますことから、将来的な経済動向等を見通せない中で、どのような前提条件を設定するのが重要であると考えております。

その前提条件につきましては、まずは、道において仮の案を設定し、試算を行っておりますが、有識者の方々からの御意見も伺いながら、より客観的な前提条件を検討した上で、できる限り速やかに収支の試算をお示ししたいと考えているところでございます。

前提条件の置き方により数字は変動し得るものでありますが、現時点における道の仮の試算について申し上げますと、例えば、信託受益権で売却する場合、約20億円、また、20年間保有後に売却する場合、約13億円を収入として見込む一方、20年間保有後、更地にし、他用途に活用する場合は、約18億円の財政負担を見込んでおります。

○林祐作委員 ただいま収支の見込みについて答弁がありましたが、前提条件が異なれば、幾つかの収支パターンが見込まれるはずですが、今の答弁にあったパターンを含め、前提条件ごとの収支パターンを根拠となるデータとともに明らかにすることが必要です。この点も指摘しておきます。

次に、有識者の意見聴取について伺います。

道では、今後、有識者から意見を伺うとのことですが、長期修繕等に関する情報が提供できず、また、道が賃貸事業を継続する場合の収支見込みも示せなければ、伺える御意見も札幌中心部の不動産市況や経済環境変化といった一般的なものに限られ、この不動産の実態に即した具体的な意見を伺うことは難しくなると考えます。

道は、今後どのように対応するお考えなのか、伺います。

○平田財産課長 外部有識者の意見聴取についてでございますが、道では、昨年2月の事業総括の取りまとめから約1年半が経過したことや、道議会での御議論も踏まえ、現在、改めて外部有識

【第1分科会 10月3日 第4号】

者の方々から御意見をお聞きし、社会経済情勢や不動産市況の変化等を確認しているところでございます。

その途中経過を申し上げますと、札幌市内中心部の不動産市況に関しましては、堅調に推移しており、今後も、一、二年は好調を維持できるのではないかとといった御意見や、オフィスビルの建築ラッシュにより、2030年までにはオフィスビルの貸室総床面積が30%程度増えると見られ、今後、空室率が上がっていくのではないかとといった御意見をいただいたところでございます。

また、プレスト1・7が築30年を経過することを踏まえ、今後のビル運営に係る課題などについても御意見を伺っており、入居率の悪化や賃料引下げのリスクがある、また、ビルの管理を民間委託する場合には、空室リスクが高いため、受託事業者の確保が難しい場合があるといった御意見のほか、適正な賃料と必要な修繕を行っているのであれば、十分に入居者は確保できるのではないかとといった御意見もいただいたところでありまして、今後、収支の試算の精緻化を図ることも含め、外部有識者の方々からさらに御意見をお聞きし、できるだけ速やかに結果をお示しできるよう取り組んでまいります。

○林祐作委員 次に、将来の行政需要についてお伺いいたします。

道のホームページによれば、土地の所有権が道に留保されることで将来の行政需要にも対応できることを土地信託事業実施の理由としております。

北海道を取り巻く社会経済環境が大きく変化する中、道の行政需要にも様々な変化が予想されます。このような観点から見ると、最終的に所有権が道に戻る土地信託事業を選択した当時の判断は妥当だったと考えます。

将来の行政需要という意味では、例えば、本庁舎の建て替えも見据えた対応も視野に入れる必要があると考えます。

道は、信託事業の対象となっている不動産も含め、道庁周辺の将来的な行政需要をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○清水財産担当局長 道庁周辺地区における道有財産についてでございますが、道では、平成3年1月に策定した「道庁西地区の整備構想」に基づき、北2条西7丁目街区の全てを公用地とし、かでの2・7や道警本部庁舎を建設するとともに、北1条西7丁目街区の道有地につきましては、普通財産として、土地信託事業により、民間活力を活用し、プレスト1・7を建設したところでございます。

この構想以降も、旧厚生病院跡地や旧フジヤサントスホテルを取得してきたほか、北海道ファシリティマネジメント推進方針に基づき、庁舎等の長寿命化なども進めておりまして、これらの様々な取組の中で、御指摘の本庁舎の建て替えなど、将来的な行政需要にも対応することが可能と考えているところでございます。

このため、行政目的に利用していないプレスト1・7につきましては、引き続き、普通財産として取り扱うことが適当と考えているところでございます。

○林祐作委員 今後の対応についてお伺いをいたします。

昨年度が取りまとめた事業総括では、当該土地建物を民間不動産と同様の位置づけで売却可能性等を評価検討しており、道庁に近接して所在する道の財産としての歴史的価値や希少性、将来の利用可能性などといった観点からは、十分な検討がなされているとは言えないと考えます。

道は、こうした点も踏まえ、信託契約の対象となっている土地や建物を今後どのように取り扱っていくことが道民や道政運営のためになるのか、あらゆる選択肢を排除することなく、未来志向で検討を進める必要があると考えます。

将来の行政需要に関する認識も含め、今後どのように対応するお考えなのか、伺います。

○山本総務部長 今後の対応についてでございます。

道では、平成3年の「道庁西地区の整備構想」以降、これまで、公用・公共用財産を取得しつつ、厳しい道財政を踏まえ、財政健全化に向けた取組方針、道の財産管理の基本的な方針であるファシリティマネジメント推進方針等に基づきまして、財産の処分等を進めてきたところでございます。

この厳しい道財政につきましては、先ほど委員から御指摘がありましたように、平成3年、また、それ以降、今に至りましても、財政運営に関し厳しい材料が最近増えてきているというような御指摘も賜りましたけれども、そうした認識であるということはこちらも同様でございます。

その結果、平成3年に比しまして、道庁周辺地区における公用、公共用の道有地は拡大いたしております。これら保有する土地、建物を効率的に活用することにより、将来的な行政需要にも対応することが可能と考えております。

このため、プレスト1・7とその敷地につきましては、公用、公共用に転用すべき事情変化があるとは考えておりません。引き続き、行政目的に利用しない普通財産として取り扱うことが適当と考えております。

道といたしましては、社会経済情勢や不動産市況の変化等を確認し、様々な御意見も丁寧にお伺いしながら、信託財産の適切な取扱いが図られるよう取り組んでまいります。

○林祐作委員 道の信託事業について伺ってまいりましたが、具体性が伴った答弁が十分ではなかった点は残念であります。

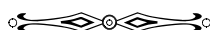
所有権が受託者に移るという信託契約固有の事情もあることは理解しますが、道民の皆様にご納得していただけるよう、透明性の高い明確な情報提供をし、議論を深める必要があると考えます。

こうした点を含め、土地信託事業の今後の在り方などについて、改めて知事の考えを伺いたないので、委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げて、質問を終えたいと思います。

○久保秋雄太委員長 林委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、このまま暫時休憩いたします。

午後2時13分休憩



午後2時14分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

淵上綾子君。

○淵上綾子委員 道有財産の活用について、プレスト1・7の関係について伺ってまいります。

我が会派の代表質問において、知事は、信託財産の取扱いに係る手続が売却であることも明確にせず、適時適切に対応といった玉虫色の言葉を用いた曖昧な答弁に終始し、延長した期間内で結論を出す気があると到底思えませんでしたので、以下、伺ってまいります。

まず、判断のリミットです。

道は、信託期間の1年間延長を提案しておりますが、受託行から再延長はないとの上限が付されているとのことであり、必ずこの期間内で売却に必要な手続を進めなければならないことを考えると、実質的な検討期間はさらに短くなります。

代表質問で、知事は、手続等に要する時間も考慮しながら対応すると述べましたが、売却にはどのような手続が必要となり、どの程度の期間を要するのか、お伺いします。

○久保秋雄太委員長 財産課長平田健男君。

○平田財産課長 売却に必要な手続などについてであります。プレスト1・7に係る信託受益権を売却する場合は、まずは、入札の告示や入札参加資格の審査等を行い、入札の実施後、購入予定者との仮契約の締結を経て、道議会に財産の処分に係る議案を提案し、議決を得る必要があります。

これらの手続につきましては、入札の告示から議決後の本契約に至るまで、少なくとも半年程度の期間を要すると考えているところでございます。

また、新たに管理する者が引渡後にビルの管理運営を適切に行えるよう、現所有者である受託行からの信託財産の管理運営業務に係る引継ぎも行う必要があります。それには数か月の期間を要すると考えているところでございます。

○淵上綾子委員 限られた時間の中ではありますが、将来に禍根を残さぬよう、不動産市況や賃貸事業経営のリスクなどを検証の上、根拠となる数字を具体的に提示した上で、最終的な判断をする必要があると考えますが、今後、具体的にどう取り組むのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 財産担当局長清水章弘君。

○清水財産担当局長 今後の対応についてでございますが、道では、現時点におきまして、外部有識者の方々から、市内中心部の不動産市況は、今後、一、二年は好調を維持できるのではないかと伺った御意見のほか、今後のビル管理に係るリスクや課題などについての御意見をいただいているところでございます。

また、信託財産の取扱いにつきまして、複数のケースを想定し、試算も行っているところでありますが、例えば、保有するとした場合は、オフィスビル賃貸業としての安定的な運営のためには、一定程度の長期保有を前提とすることから、将来的な経済動向等を見通せない中で、どのよ

うな前提条件を設定するのが重要であると考えております。

その前提条件につきまして、まずは、道において仮の案を設定し、試算を行っておりますが、有識者の方々からの御意見も伺いながら、より客観的な前提条件を検討した上で、できる限り速やかに収支の試算をお示ししたいと考えているところでございます。

前提条件の置き方により数字は変動し得るものでありますが、現時点における道の仮の試算について申し上げますと、例えば、信託受益権で売却する場合、約20億円、また、20年間保有後に売却する場合、約13億円を収入として見込む一方、20年間保有後、更地にし、他用途に活用する場合は、約18億円の財政負担を見込んでおります。

道といたしましては、今後とも、様々な御意見を丁寧にお伺いしながら、信託財産の適切な取扱いが図られるよう取り組んでまいります。

○ 淵上綾子委員 答弁いただきましたが、期間内に結論を出せなければ、当然、知事のリーダーシップが問われますので、この問題については、改めて知事にお伺いしたいと思っております。委員長のお取り計らいをお願いいたします。

続きまして、議員の呼称についてですが、ふだん、私たち議員は、道職員の皆様から先生と呼ばれています。そのような取決めがあるのか、慣例なのかは分かりませんが、その理由について聞いてみたところ、公平性の観点から、名前がぱっと出てこない場合があり、先生という呼び名は便利という意見がありました。

私は、自分で先生だとはあまり認識しておらず、どちらかという、道職員の皆様には対等に接していただけるほうがありがたいです。

そこで、希望する議員については、〇〇さんという呼び方でもよいのではないかと思います。道の考えを伺います。

○ 久保秋雄太委員長 財政課長松林直邦君。

○ 松林財政課長 議員の呼称についてであります。道議会議員の呼称につきましては、一般に役職名や先生が用いられているところでございます。

どのように呼称するかにつきましては、道として決めるものではなく、個人と個人の関係性を踏まえ、対応していくものと考えております。

○ 淵上綾子委員 ありがとうございます。ということで、よろしければ、私のことは淵上さんということで、よろしく願いいたします。

続きまして、道職員の処遇について、同性カップルへの扶養手当等の支給について伺います。

同性カップルへの扶養手当等を認めなかったことを不服として、道と共済組合を相手取った元道職員の裁判について、札幌地裁は原告の訴えを退けました。

同性カップルに扶養手当等を認めるかは都府県で意見が分かれており、国の考え方に準拠するかは、各都道府県の判断で、絶対ではありません。

知事は、次期北海道雇用・人材対策基本計画に、性的マイノリティーといった方々が働きやすい労働環境をつくると答弁しています。

【第1分科会 10月3日 第4号】

また、前日委員会で示された資料3-2「計画のめざす姿」の方向性について」の「人材や働き方の多様化」に、「女性、高齢者、外国人等」とあり、この「等」には性的マイノリティーが含まれると思います。

これらを踏まえると、同性カップルへの扶養手当等の支給について再検討を行うべきと考えますが、所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 給与サービス担当課長菅井信宏君。

○菅井給与サービス担当課長 扶養手当についてであります。次期北海道雇用・人材対策基本計画につきましても、女性や高齢者、障がい者はもとより、性的マイノリティーといった方々が働きやすい労働環境をつくるという視点も踏まえ、現在、検討が進められているものと承知をしております。

同性パートナーに対する扶養手当については、一部の都県において、各団体における解釈や運用などにより支給対象としていることは承知をしておりますが、道といたしましては、今後とも、給与に関する取扱いは、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の動向なども注視しながら適切に対処していくとともに、職員の意見を聴きながら、引き続き、全ての職員が高い意欲を持ち、能力を十分に発揮できる職場環境の整備に取り組んでまいります。

○淵上綾子委員 国を注視するということですが、国より、まず、道民を見て道民のために仕事をしていただきたいと思います。

国の考えに必ずしも準拠しなくてもよいわけですが、準拠しなかった場合に、手当以外に、財政上、重大な影響、例えば、それ以外の負担が生じる、交付金が減額されるというような特段の懸念があるかについて伺います。

○菅井給与サービス担当課長 扶養手当についてであります。寒冷地手当や退職手当など、一部の手当につきましても、国の基準を超過して支給した場合に、地方交付税の減額措置が講ぜられるものであります。扶養手当については、そうした減額措置はないものと承知をしております。

○淵上綾子委員 特段の懸念がないのであれば、支給すればいいと私は思っているところです。

職員監は、社会的な不利益や差別で苦しんでいる私たちの心に寄り添う気持ちがおありでしたら、「だれ一人取り残さない、だれもが活躍できる社会づくり」という総合計画の意向を踏まえて、裁判の結果をととても残念に思っている性的マイノリティー当事者や支援者に向けて、事務的ではなく、心の込めたメッセージをお願いしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 総務部職員監谷内浩史君。

○谷内総務部職員監 職員が働きやすい職場環境についてであります。道におきましても、これまで、性的マイノリティーへの理解促進に向けた普及啓発や職員研修、ハラスメント相談窓口の整備など、差別や偏見のない働きやすい職場環境の整備に努めてきたところでございます。

今後も、国の動向なども注視いたしますとともに、職員の声を聴きながら、性的マイノリティーの方も含めた全ての職員が意欲と能力を十分に発揮できる職場環境づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

○ 淵上綾子委員 この件については、平成30年に道の考え方が示されたと聞いております。それが今なお尾を引いているようです。雇用・人材計画、総合計画に反してまでもそれを守り続けることにどんな意味があるのでしょうか。もはや昔の決め事を守り続けることが目的であって、独り歩きをしている状況です。

10月から島根県も支給することになり、状況は変化しています。職員の意見を聴き、全ての職員が意欲を持ち、能力を発揮できる職場環境の整備に取り組むのであれば、先行する他都府県の動向を注視し、再検討も視野に入れていただくことを求め、指摘といたします。

以上で質問を終わります。

○ 久保秋雄太委員長 淵上委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

佐々木大介君。

○ 佐々木大介委員 それでは、私からは、広義での道有財産の処分等について伺ってまいります。

道では、道有財産の有効活用を促進することを目的に、幅広い見地から助言等を得るため、各分野の有識者を集めて、道有財産等有識者会議を開催しているというふうに承知しております。

この会議は、令和4年10月と今年の3月に開催をされ、道有財産の現状と課題について様々な議論がなされていますが、特に、道有未利用地の有効活用方策について、現段階においての道の検討状況や今後の方向性などを、以下、伺ってまいりたいというふうに思います。

初めに、有識者会議の検討状況についてであります。本年3月に行われた会議において、道有未利用地の現状とともに、今後の取組の方向性が示されております。

道では、これまで、未利用地について、まずは、道有地として保有、管理を行うかの検討、その上で、国、市町村等への譲渡を検討し、それ以外の未利用地を民間へ売却といったスキームで取り組んできたものというふうに承知しておりますが、会議の資料にもあるとおり、処分実績は芳しいとは言い難い状況にあります。

道として、道有未利用地の現状や処分等が進まない要因、課題をどう認識しているのか、また、課題などに対してどのように対応する考えなのか、伺います。

○ 久保秋雄太委員長 管理運用担当課長白幡博久君。

○ 白幡管理運用担当課長 道の未利用地等の現状などについてでございますが、道有未利用地等につきましては、令和4年度末現在で、知事部局、教育庁及び道警を合わせまして372件、敷地面積約120万平方メートルとなっているところでございます。

道では、行財政運営方針などに基きまして、未利用地等の売却に長年にわたり取り組んできたところでございますが、その結果、現状では、民間の需要が見込まれる未利用地等は相当数少なくなってきているところでございます。

これまでも、更地での売却のほか、建物の利用価値などを十分に勘案し、建物つきや解体条件

【第1分科会 10月3日 第4号】

つきでの売却など、様々な手段を講じてきたところでございますが、引き続き、こうした取組を継続していくとともに、今後、地目や立地条件等によるグループ化を行うなど、未利用地等の情報を分かりやすく発信していくことなどを通じまして、未利用地等の売却促進に一層努めてまいります。

○佐々木大介委員 現状の処分について、なかなか進んでいないという状況は、これまで取り組んできた中で、民間活用が見込まれるような土地の処分は一定程度進んでいるということの表れだというふうにも思います。

この会議においては、財産の交換、譲与、無償貸付等の運用について、全国都道府県調査の結果が報告をされております。この調査は、市町村向けの譲与や減額譲渡について、他都府県が明確なルールや判断基準等を規則や内規を設定して運用しているかを調査したものであるというふうに理解しております。

道は、なぜこのような調査を行ったのか、その背景、目的を伺いますとともに、結果をどう分析し、どのように対応しようと考えているのか、併せて伺います。

○久保秋雄太委員長 財産担当局長清水章弘君。

○清水財産担当局長 全国調査についてでございますが、道では、市町村などへの財産の譲与や減額譲渡等に係る取扱いにつきまして検討するため、昨年11月に他都府県における運用状況の調査を行ったところでございます。

この調査では、市町村などへの譲与等につきまして、半数以上の県で、内規等による基準を定め、運用していることを把握したところでございます。

道では、現在、市町村などへの譲与等につきましては、その経緯や利用目的等に応じて個々詮議により対応しているところではありますが、未利用財産の有効活用に資するよう、他都府県の事例も参考に、道の実情に即した取扱いを検討してまいります。

○佐々木大介委員 今、お答えをいただきましたけれども、市町村などへの譲与について、他都府県では、半数以上で内規を定めているということでもあります。

私自身も、未利用地の活用を積極的に促していくためには、条例本文の見直しも含めて、こういった運用の規則等も改めていく余地があるのではないかとこのように考えるところです。

この条例は、地方自治法第237条第2項の規定等を踏まえ、首長や議会のコントロールの下に、財産の交換、譲渡等について弾力的な取扱いができるよう、その範囲をあらかじめ定めるため制定をされておりますが、内容は、各自治体において、おおむね同様であるものの、詳細な部分には違いがあります。

例えば、道条例第3条第3項においては、寄附に係る財産の用途を廃止した場合に、当該用途の廃止で生じた普通財産等をその寄附者や相続人等に無償譲与することができる旨、定められていますが、ただし書により、寄附から20年を経過したものは除外されております。

全ての自治体の関係条例を確認したわけではありませんが、東京都には同様の規定が存在したものの、幾つかの県には、20年で寄附者への譲与が不可能となる規定は、少なくとも条例本文に

は存在しておりません。

今後、道有未利用地の有効活用を少しでも促進していくためには、条例本文についても、他自治体の調査をしっかりと行いながら、先ほどの例に限らず、道の条例による制限が比較的大きいと考えられるものは、処分の客観性、公平性を勘案しつつも、積極的に見直しの対象として、道有未利用地の処分、活用が図られるよう、時代に即した条例、規則となるよう検討していくべきではないかというふうに考えます。

他都府県等との比較調査や見直し検討の対象とする考えはあるのか、道の見解を伺います。

○久保秋雄太委員長 総務部長山本倫彦君。

○山本総務部長 普通財産については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の第3条第1項の規定に基づきまして、市町村等が公用、公共用に供する場合には譲与できることとなっているほか、同条第3項の規定に基づきまして、寄附を受けて行政財産等に使用し、用途廃止したものにつきましては、寄附から20年以内であれば、当該寄附者等に譲与できることとなっております。この第3項の規定は、国有財産法におきまして、また、20都府県の条例におきましても、同様となっているところでございます。

道といたしましては、普通財産の譲与等につきまして、現在、昨年の調査結果も踏まえ、道の実情に即した取扱いを検討しております。有識者の御意見も参考に、その具体化を図るとともに、今後とも、ファシリティマネジメント推進方針などに基づき、市町村等の意向を丁寧に把握し、適切に対応することによりまして、道民の貴重な財産の有効活用に努めてまいります。

○佐々木大介委員 終わります。

○久保秋雄太委員長 佐々木委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

菅原和忠君。

○菅原和忠委員 お疲れさまです。

私は、2問について質疑を行っていきたいというふうに思います。

通告に従って質問します。

まず最初に、私立学校における冷房設備の設置等についてお伺いいたします。

今夏の猛暑により、教育現場をはじめとする子どもの居場所における熱中症等の暑さ対策が喫緊の課題としてクローズアップされたところであります。

我が会派としても、代表質問において道や道教委の見解をただしたほか、先月25日に、知事及び教育長に対して、学校施設等への冷房設備整備の促進に係る緊急要請を行い、学校のみならず、幼稚園や保育所など、幅広い施設への対応を求めたところでありますが、ここでは、特に私学分野における現状や今後の対応について伺います。

公立の学校等施設については、文部科学省の調査による令和4年9月時点の空調設備の設置状況の取りまとめの結果が公表されておきまして、例えば、普通教室においては、道内の小中学校の設置率は16.5%、高等学校は0.7%と、全国平均が9割を超えていることに比べ、大きく下回る数字となっております。

【第1分科会 10月3日 第4号】

そこで、道内の私立の学校等における設置状況について、小学校、中学校、高等学校、幼稚園ごとの設置率がそれぞれどうなっているのか、お伺いをしたいと思います。

○久保秋雄太委員長 学事課長佐藤敏尚君。

○佐藤学事課長 道内の私立学校における冷房設備の設置率についてでございますが、国が行った、私立学校の教室等のエアコン整備状況の調査結果によると、普通教室の設置率は、本年4月1日現在で、小学校が84%、中学校が50%、高校が、年内に設置する予定のものも含めまして40.3%となっております。

なお、幼稚園型認定こども園を含む幼稚園につきましては、国の調査の対象となっておりますことから、現在、各幼稚園の設置者に対しまして、整備状況を照会しているところでありまして、報告がそろい次第、取りまとめることとしてございます。

○菅原和忠委員 冷房設備整備の財源についてお伺いします。

公立の学校等施設については、文科省の学校施設環境改善交付金が活用可能であり、我が会派のさきの要請でも、国に対して、この交付金の財源確保や補助率の引上げ、迅速な事業採択を求めたところでありますが、私立の学校等において、冷房設備の整備に活用可能な国や道の補助金等にはどのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○佐藤学事課長 活用可能な補助金等についてでございますが、私立学校における冷房設備の整備に当たっては、国の私立学校施設整備費補助金の活用が可能であり、幼稚園等においては、国の教育支援体制整備事業費交付金も活用が可能となっております。

○菅原和忠委員 冷房設備の設置工事に当たり、学校ではない他の施設の例であります。壁に穴を空けること等に伴い、建物の耐震補強が必要となったり、そもそも耐震強度の関係で冷房設備工事ができない施設もあると伺っています。また、冷房設備の設置による電力容量の拡大に対応した工事が必要となる場合もあると聞きます。

こうした学校があった場合に対しても、きめ細かな対応が必要と考えますが、既存の補助金等により対応可能なのかも含め、道としての対応について所見をお伺いします。

○佐藤学事課長 冷房設備の設置工事についてでございますが、私立学校施設整備費補助金では、空調設備等工事並びに当該工事に伴い必要となる内部または外部の改修工事等に必要な経費が補助対象となっており、このうち、内部または外部の改修工事等に必要な経費については、空調設備工事との因果関係を合理的に説明できるものが補助の対象となることとされております。

委員から御指摘の耐震補強や電力容量の拡大に対応した工事が補助対象となるか否かについて国に確認したところ、空調設備工事に伴う電力容量の拡大に対応した工事は、個別の事業計画書を審査した上で、国において判断することとなりますが、耐震補強については、旧耐震基準で建築確認を行った建物や、構造耐震指標などの耐震補強工事の要件に該当する場合に、補助の対象となり得るとの回答があったところでございます。

道といたしましては、各学校法人に対し、国の各種補助制度の周知を図りますとともに、学校からの照会があった場合においては、丁寧に対応しながら、現場の状況や要望等を把握し、国に

要望していくなど、引き続き、私立学校の教育環境の整備に取り組んでまいります。

○菅原和忠委員 冷房設備の整備に関し、財源面を含めた道内私学関係団体からの要望状況について伺います。また、道では、これまで、国に対してどのような働きかけを実施してきたのか、併せて伺います。

○佐藤学事課長 私学関係団体からの要望状況などについてでございますが、私学関係団体からは、冷房設備整備に係る国の補助金予算の確保や補助率の引上げなどについて要望があったところでございます。

また、国への働きかけについては、道教委と連携し、継続的に、国の文教施策及び予算に関する提案・要望におきまして、公立・私立学校の空調設備の整備に係る財政支援の拡充などにつきまして、国に要望しているところでございます。

○菅原和忠委員 子どもたちを暑さから守るためには、ハード面での対応に加え、ソフト面での対応も極めて重要であります。

先日の我が会派からの要請の際、知事からは、各学校に対して、危機管理マニュアルやチェックリストの配付、熱中症警戒アラートの発令時における適切かつ迅速な対応を求めたとコメントがありましたが、マニュアル等の内容を学校現場に十分に周知していく必要があると考えますが、どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

○久保秋雄太委員長 教育・法人局長成田正行君。

○成田教育・法人局長 マニュアルなどの周知についてでございますが、道では、各私立学校に対し、国の「熱中症環境保健マニュアル」や「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を通知したほか、道教委作成の危機管理マニュアルや重点項目チェックリストを配付し、注意喚起を行うとともに、熱中症警戒アラートの発令時における適切かつ迅速な対応を求めたところでございます。

道といたしましては、今後とも、道教委と連携をし、各学校が危機管理マニュアルなどを活用し、それぞれのマニュアルなどについて必要な見直しを行うとともに、教職員の役割や対応の手順などを明確にし、校内研修等により共通理解を図るよう促すなど、学校における熱中症対策の強化に努めてまいります。

○菅原和忠委員 ここまで様々お伺いしてきましたが、子どもたちの命と健康を守り、学習権を保障するため、冷房設備の設置等のハード面、さらには、マニュアル等の徹底といったソフト面も含めた対策が着実に実施されることが重要なのは、公立であれ私立であれ同様であります。

通う学校や施設等により、子どもたちの処遇に大きな差が生じることが望ましくないことは言うまでもありません。

子どもの居場所、すなわち、子どもたちの居住・生活空間全般において、実効ある暑さ対策が可及的速やかに進むよう、道として、予算の確保も含め、今後どのように対応を進めていくつもりなのか、所見をお伺いいたします。

○久保秋雄太委員長 総務部長山本倫彦君。

○山本総務部長 熱中症は、命に関わる危険な病態であり、学校におきましても熱中症対策に万全を期す必要があると認識しております。

今年は、真夏日や猛暑日の増加に伴いまして、熱中症により救急搬送される児童生徒が急増したことを踏まえまして、道では、私立学校を含む各学校に対し、熱中症対策に係る注意喚起を行うとともに、対策の一層の強化と事故防止に向けた適切な対応を求めてきたところでございます。

道といたしましては、これまでも国に要請してまいりました空調設備の整備に関する財政支援の拡充につきまして、道教委、市町村と連携し、改めて国に強く要望いたしますとともに、喫緊の課題として、国への支援策の要請とその活用を図りながら、各学校に可能な限り設置できるよう速やかに検討を進めてまいります。

○菅原和忠委員 続きまして、道有財産の有効活用についてお伺いをしていきます。

道有財産は、単に道が保有する財産という意味にとどまるものではなく、広く道民全体の共有財産であることが何より重要な視点であります。

これまで、道有財産をめぐっては、長期にわたり、プレスト1・7の信託財産に係る話題が中心になってきましたが、今回は、それ以外の道有財産における課題について伺ってまいります。

まず最初に、赤れんが庁舎のリニューアルについてお伺いします。

現在、令和7年度のオープンを目指し、赤れんが庁舎についてもリニューアル工事が進められているところであります。本年度中には設計業務を完了させると承知していますが、以下、伺います。

赤れんが庁舎の改修事業については、これまでも、企業や一般の方からの寄附を活用して進めてきました。

道が2019年3月に策定した、赤れんが庁舎リニューアル基本指針では、物販や飲食スペースの設置等も想定をされています。

また、基本指針では、民間事業者がノウハウを発揮し、利用者の満足度向上や利用料金等での収益獲得による自立性の高い施設運営が可能となるような手法を導入するとされており、使用料等の利用料金の設定も検討されることとされています。

そこで、こうした改修後における自立性の高い施設運営について、道として現時点でどのように考えているのか、伺います。

特に、現在の仮設見学施設も含め、赤れんが庁舎については、これまでも入場料や使用料等を徴収してこなかったものと承知しており、利用料金等の導入には慎重な検討が必要と考えますが、併せて所見を伺います。

○久保秋雄太委員長 財産担当局長清水章弘君。

○清水財産担当局長 リニューアル後の運営方法などについてでございますが、赤れんが庁舎のリニューアルに当たりましては、その歴史的価値や魅力をさらに高めていく必要があると考えております。

そのためには、民間のノウハウを最大限活用できる指定管理者制度により管理運営していくことが適当と考えておりますが、指定管理者が持続的に運営をしていくためには、利用料金の設定など、収益性を高める工夫が必要となります。

一方で、国内外からの誘客を促し、来館者数をさらに増加させていく観点も不可欠であり、来館者の方々にとって過度な負担とならないような工夫も必要であると考えております。

道といたしましては、赤れんが庁舎を訪れる多くの方々にとって満足いただける魅力的な施設となるよう、引き続き検討を進めてまいります。

○菅原和忠委員 赤れんが庁舎は、まさに道民共有の財産であり、国内外に北海道の歴史や文化をアピールするために重要な拠点となるものであります。

そのため、リニューアル後の姿を早めに道民に示し、様々な意見を伺うなどして、道民全体で議論していくべきと考えます。

赤れんが庁舎の建物だけでなく、建物周辺の敷地や道議会の敷地の有効活用も含めて、今後どのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○山本総務部長 赤れんが庁舎を北海道の歴史文化・観光情報の発信拠点として利活用を図っていくためには、重要文化財であります建物に加えまして、前庭も含め、屋内外を一体的に管理運営することにより、周辺施設と連動したイベントの開催など、施設の活性化が期待できるものと考えております。

道といたしましては、ホームページやSNSを活用し、リニューアルに関する情報を積極的に発信するとともに、外部有識者の方々から御意見をお聞きしながら、歴史的な空間を生かした魅力的な展示を行うなど、道民をはじめ、より多くの方々に来訪していただける施設となるよう、引き続き検討を進めてまいります。

○菅原和忠委員 次に、知事公館・近代美術館エリアの利活用に関わる検討状況についてお伺いいたします。

さきの第2回定例道議会の代表質問で、我が会派の同僚議員がこのエリアの活用策についてただし、道としては、来年度にも策定予定の総合的な活用構想に向け、予算措置された調査や道民ワークショップに係る事業も含めて取り組んでいくとのことでありました。

しかし、先般、知事公邸廃止後の利活用の議論は停滞しているとの一部報道があったところがあります。

そこでまず、このエリアの利活用に係る現在の検討状況について、実際に当初の想定よりも遅れているのか、進捗も含めて、現状について伺います。

○久保秋雄太委員長 管理運用担当課長白幡博久君。

○白幡管理運用担当課長 検討状況についてであります。知事公館・近代美術館エリア一帯は、長い歴史の中で築き上げられてきた道民の皆様の貴重な財産でありますことから、このエリアの利活用の検討に当たりましては、道民の皆様から様々な御意見を丁寧にお伺いしながら進めていく必要があるものと認識しております。

【第1分科会 10月3日 第4号】

このため、道では、道民の皆様に関心を持っていただき、様々な御意見をいただけるよう、次の3連休には、知事公館・近代美術館エリアの遊歩イベント等を開催することとしております。

また、今後、道教委と連携いたしまして、道内各地でのワークショップの開催や、エリア内で想定される近代美術館の整備方法のパターン別に、経済性、環境性などの評価項目を設定いたしまして、専門の見地から技術的検討を行う調査を実施することとしております。

○菅原和忠委員 次に、札幌市との連携について伺います。

第2回定例会では、知事公館・近代美術館エリアの活用策の検討に当たって、札幌市や他の道有施設との連携の必要性について指摘したところであります。知事からは、今伺った赤れんが庁舎や大通公園などとともに、札幌市などと連携を図りながら進めていくとの答弁がありました。

現在、札幌市などとどのような話をし、どのように連携を深めていこうと考えているのか、所見をお伺いいたします。

○清水財産担当局長 札幌市との連携についてでございますが、知事公館・近代美術館エリアの利活用の検討につきましては、札幌市のまちづくり計画との整合を図りながら進めていくことが重要と考えております。

このため、道では、これまでも、近代美術館リニューアル基本構想の中間報告や、昨年実施したサウンディング型市場調査の結果などにつきまして、札幌市に対し情報提供を行ってきたほか、札幌市からも、現在策定している「大通及びその周辺のまちづくり方針」や「札幌市都心のみどりづくり方針」などについて情報提供を受け、意見交換を行ってきたところでございます。

このエリアは、札幌市の「都心まちづくり計画」におきまして、文化芸術・歴史資源の都市観光等への活用を進めるエリアとして位置づけられており、引き続き、札幌市と連携を図りながら検討を進めてまいります。

○菅原和忠委員 このエリアの有効活用については、このエリア全体の価値を高める方策も含め、民間資金や道民の皆様の知見を最大限生かし、活用構想を策定していく必要があると考えます。

プレスト1・7のように、当初の方針を覆したり、スケジュールどおりに進まないというようなことのないよう、スピード感は意識しつつ、丁寧に議論を進めていただきたいと考えています。

今後の進め方等について、改めて所見を伺います。

○山本総務部長 道では、近代美術館のリニューアルに向けました検討状況なども踏まえ、道教委とも連携して、エリアの魅力向上策などにつきまして検討を進めているところでございます。

道といたしましては、このエリアを魅力あふれる文化、芸術、歴史の発信拠点として活用するため、ワークショップの開催などを通じて、幅広く道民の皆様の御意見を伺いながら、エリア全体の目指す姿やその実現に必要な機能の配置などの検討を進め、来年度にも総合的な活用構想を策定できるよう取り組んでまいります。

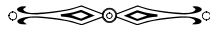
○菅原和忠委員 最後の道有財産の有効活用については、改めて知事にお伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 菅原委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時56分休憩



午後3時16分開議

○久保秋雄太委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

石川さわ子君。

○石川さわ子委員 私からは、2項目、質問をさせていただきます。

北海道原子力防災計画についてです。

道におきましては、北海道電力が設置する泊発電所由来の原子力災害の防災対策に関し、道や関係町村等の各機関の体制、また、措置などを定め、住民等の安全を図ることを目的とした北海道原子力防災計画を策定しております。

まず、避難行動要支援者に対する支援について伺います。

社会福祉施設入所者や住民の方々が避難をする場合、札幌市などに避難をした後、訓練ではすぐに自宅に帰ることができますが、原子力災害があったときには、当然、帰宅することができません。

そこで、原発から5キロメートル圏内であるP A Z地域の避難計画では、そうしたことを想定しているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 原子力安全対策課長稲場勝敏君。

○稲場原子力安全対策課長 原子力災害時の住民避難についてであります。地域防災計画では、万が一の原子力災害が発生した場合には、避難の長期化が見込まれることから、住民の方々が良好な環境の下で避難生活を送ることができるよう、旅館またはホテルなどを避難先とすることをしています。

この計画に基づき、道とP A Z及びU P Zの13町村では、住民の方々の避難先として、石狩、後志、胆振地域の旅館やホテルなどの宿泊施設を確保しているところです。

なお、社会福祉施設においても、政府の原子力防災会議で了承された「泊地域の緊急時対応」に基づき、30キロメートル圏外の社会福祉施設を避難先として確保しております。

以上です。

○石川さわ子委員 ただいまの答弁で、社会福祉施設の入所者の避難先を確保しているということでしたが、避難におきましては、限られた台数の車による車椅子やベッドでの30キロメ

【第1分科会 10月3日 第4号】

一トルを超える移動でありまして、長時間を要し、また、受入れ先での長期的な職員の確保については、本当に困難だというふうに考えることから、私は、現実的ではないというふうに考えますが、所見を伺います。

○稲場原子力安全対策課長 社会福祉施設の入所者の避難についてであります。PAZ及びUPZ内にある全ての社会福祉施設については、施設ごとの避難計画を作成しており、あらかじめ受入れ施設を確保するとともに、受入れ施設が使用できない場合には、道と関係団体が締結している支援協定に基づき、道が代替の受入れ施設を調整することとしています。

また、搬送に当たっては、自治体等の救急車両や運送業者の保有する福祉車両、さらには、状況に応じ、自衛隊などの実動機関の支援を受けるとともに、各施設の要請等を踏まえ、生活物資等の提供及び支援職員の派遣を実施することとしており、道としては、高齢者や障がい者などの方々の避難が確実にできるよう、こうした枠組みに沿って必要な支援に取り組んでまいります。

○石川さわ子委員 次に、冬期間における避難について伺います。

3.11の東日本大震災では、地震と津波、原発の水素爆発等の複合的な災害でありました。

国道や県道は、崩落や陥没で通行止めになり、辛うじて通行できる県道は大渋滞でありました。それに加えて、泊原発の場合は、積雪寒冷の冬期間も想定しなくてはなりません。

そこで、バスや車で避難をした場合、冬期間では暴風雪で通行止めの可能性もありますが、そのような場合、どのような想定になっているのか、伺います。

○久保秋雄太委員長 原子力安全対策担当局長村松卓己君。

○村松原子力安全対策担当局長 悪天候時の避難対策についてでございますが、道では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、自然災害との複合災害時において、災害による差し迫った危険がある場合は、住民の安全確保を優先して対応することとしているところでございます。

このため、暴風雪時におきましては、避難行動により人命を危険にさらすリスクを回避する必要がありますことから、天候が回復するまで屋内退避を優先し、必要に応じ、関係機関や自衛隊などの実動組織の支援を受けるなどしながら、30キロメートル圏外への避難などの防護措置を実施することとしているところでございます。

道としましては、こうした防護対策が確実に行われますよう、今後とも、人命最優先の対応を基本としつつ、関係町村や防災関係機関などと連携を密にしながら、住民の方々の安全、安心の確保に万全を期してまいります。

以上でございます。

○石川さわ子委員 道内の過去の暴風雪等による道路の通行止め情報を見ましても、最悪の場合、避難道路が通行できるようになるということは考えにくいということがありますので、この点は強く今後の対応を求めていきたいと思っております。

次に、安定ヨウ素剤の配付についてであります。

まず、現状についてですが、防災計画において、安定ヨウ素剤の配付については、原子力災害対策指針を踏まえ、関係町村、医療機関等と連携して、住民等への安定ヨウ素剤の配付体制を整

備するなど、緊急時において速やかに安定ヨウ素剤の服用が行える体制を構築するとなっております。

そこで、現状どのような整備状況となっているのか、伺います。

○稲場原子力安全対策課長 安定ヨウ素剤の配付体制についてであります。泊村では、P A Z内の住民を対象に、道と合同で住民説明会を行い、安定ヨウ素剤の事前配付を実施しており、今後も継続して説明会を開催し、転入者等への配付や薬剤の更新等を行うこととしています。

また、共和町では、避難を行う際にバス集合場所にて緊急配付することとしており、そのため、道と合同でP A Z内の住民を対象に住民説明会を実施して、安定ヨウ素剤の配付、服用に係る事前問診を行っているところであり、今後も継続して説明会を開催し、事前問診を実施することとしています。

なお、U P Z内の方々に対しては、バス避難集合場所において町村の職員が道医療班や保健所の協力を得て配付を行うとともに、集合場所で配付を受けられなかったの方々に対しては、避難退域時検査場所や一時滞在場所で、道医療班と町村職員が連携し、配付することとしております。

○石川さわ子委員 次に、考え方についてであります。配付体制については、どのような考え方の下、策定をされたのか、伺います。

○稲場原子力安全対策課長 安定ヨウ素剤の配付体制の考え方についてであります。道では、地域防災計画に基づき、国から、P A Z及びU P Z内の住民等に対し、安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、適切なタイミングで配付、服用することができるよう、原子力災害対策指針や、原子力規制庁が作成している安定ヨウ素剤に係る運用の解説書である「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」を踏まえ、原子力災害医療活動実施要領において安定ヨウ素剤の取扱いを定めているところです。

この要領に基づき、緊急配付する際の配付場所、手続、配付及び服用に関与する医師、薬剤師などの手配等についてあらかじめ定めるなど、配付体制を整備しているところです。

以上です。

○石川さわ子委員 次に、範囲の拡大について伺います。

福島第一原発事故時、原発から約60キロメートル離れた福島市では、放射性プルーム通過時に、1時間当たり24.24マイクロシーベルトを記録しておりました。

こうしたことから、30キロメートル圏内であるU P Z地域においても、安定ヨウ素剤の住民への事前配付、あるいは、30キロメートル圏外でも、ヨウ素剤の配付を行うべきではないかといった意見も聞くところでもあります。

そこで、こうした声に対し、配備を進めていくべきと考えますが、どのように受け止めているのか、伺います。

○村松原子力安全対策担当局長 安定ヨウ素剤の配付についてでございますが、原子力規制庁が作成している解説書では、原子力災害が発生した場合の防護措置である安定ヨウ素剤の配付、服用について、区域ごとに対応する考えが示されておりまして、P A Z内の住民には、避難の際

【第1分科会 10月3日 第4号】

に、指示に基づき速やかに服用できるよう、事前に配付しておく必要があるとし、UPZ内の住民には、避難や一時移転の際に緊急配付できる体制を整備する必要があるとしております。

また、規制庁は、UPZ外における防護対策に関し、万が一の際の緊急防護措置としては、屋内退避が最も実効的であるとの考え方を示しているところでございます。

なお、内閣府では、UPZ内において安定ヨウ素剤が不足した場合やUPZ外において必要とする場合にも備え、本道を含む全国5か所に備蓄を行っているところでございます。

以上でございます。

○石川さわ子委員 今答弁にありましたように、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の内部被曝を抑える効果がありますことから、乳幼児や妊婦、若年者は、特に事前に服用することが必要だと思います。

しかし、事故時の季節、天候、事前確認の不徹底などによりまして、服用のタイミングを逃す可能性が高いというふうに考えます。

道におきましては、30キロメートル圏内外での安定ヨウ素剤の備蓄等の支援を国に提言しておりますけれども、備蓄、配付に向けては、道の独自努力を私は強く求めたいと思います。

この質問はここまでいたします。

続けて、庁舎の冷房設備について伺います。

今年の夏は、道内各地におきまして、これまでにない暑い夏でありまして、8月には初めて熱中症警戒アラートが本道全域に発令され、熱中症による1週間の搬送者数が全国で最多となるなど、暑さに不慣れな道民にとって深刻な状況でありました。

このような中、道職員の勤務状況も非常に厳しいものがあつたとお聞きをしたところであります。

そこで、以下、何点か庁舎の冷房設備について伺います。

まず、冷房設備の設置状況についてです。

本庁舎、別館及び各振興局における冷房設備の設置状況について伺います。

○久保秋雄太委員長 総務課長高見里佳君。

○高見総務課長 本庁舎等の冷房の設置状況についてであります。対象となる15の庁舎のうち、本庁舎、石狩振興局を含む別館庁舎のほか、空知、渡島、上川の各総合振興局庁舎、むろらん広域センタービルに入居している胆振総合振興局の合わせて六つの庁舎には、冷房が設置されております。

○石川さわ子委員 本庁や別館、振興局など、15か所中6か所に冷房設備を設置しているということでしたが、庁舎等の冷房設備に関する設置基準はあるのか、伺います。

○高見総務課長 冷房設備の設置に関する考え方についてでございますが、平成8年度に、当時、改築事業が進められておりました渡島総合振興局の冷房設置の検討を行う際に、一定の基準として、総務部の考え方を整理いたしまして、今後、各振興局に冷房を設置する場合には、気温25度以上の日が年間30日を超え、その地域の市町村役場にも冷房が設置されていることを対象と

したところでございます。

○石川さわ子委員 それでは、引き続き伺いますが、その基準に該当しているにもかかわらず、いまだに設置をされていない振興局はあるのか、伺います。

○高見総務課長 振興局への冷房の設置についてでございますが、設置の考え方に該当はしておりますが、現在、冷房が設置されていないのは、十勝、後志の二つの総合振興局となっております。

○石川さわ子委員 今答弁がありました二つの振興局であります。そこに関して設置の計画はあるのかどうか、伺います。

○高見総務課長 設置計画についてでございますが、現時点では、これらの振興局の施設管理者から冷房に関する施設整備計画書が提出されておられませんので、具体的な設置計画はありません。

○石川さわ子委員 ほかの振興局におきましても、冷房がなくて大変暑くて困っているという声を職員の皆さんから聞くところであります。

新たに設置に関する基準をつくる考えはないのか、伺います。

○高見総務課長 冷房の設置に関する考え方についてでございますが、改築事業の議論がありました平成8年度と比較いたしますと、温暖化が進み、気候の状況も異なっておりますので、近年の気候変動の推移なども踏まえて、見直しの必要性について検討したいと考えております。

○石川さわ子委員 見直しの必要性について検討していくということでもあります。

気温25度以上の日が年間30日を超えるという基準について、本当に、この気候の温暖化の状況に照らして、慎重に検討して、とにかく早急に検討していただきたいということを指摘しておきます。

次に、設定温度について伺います。

環境省では、適正な室温の目安を28度というふうにしてしておりますが、ここで言う28度は、エアコンの設定温度ではなく、あくまでも室温の上限としての目安であると思っております。

そこで、本庁舎にあっては、外気温が30度を超えた場合、室温を28度に設定していると聞いておりますが、これは室温を28度にするという意味なのかどうか、伺います。

○高見総務課長 設定温度についてであります。本庁舎においては、外気温にかかわらず、室温が28度以下となるよう設定してありまして、各執務室に設置されているセンサーにより冷暖房管理室で室温を把握し、風量調節などを行っております。

○石川さわ子委員 次に、職員の健康管理上の取扱いについて伺います。

ただいま、室温が28度以下になるように設定をしているということでありましたけれども、職員の皆さんからは、明らかに室温が28度を超えているという声も聞いております。また、時間外勤務時には冷房が切られてしまうということもあります。

また、冷房を入れますと電気料金がかかるというふうなことも言われておりますが、冷房設備のない庁舎においては、扇風機を何台も使用するなど、冷房を設置したほうが安く済むのではな

【第1分科会 10月3日 第4号】

いかと思うところであります。

そこで、職員の健康管理の面からも、設定温度や時間外勤務時の対応について、弾力的な取扱いをするべきと考えますが、所見を伺います。

○高見総務課長 室温の管理についてであります。本庁舎では、気温が上昇する夏場におきまして、室温が28度以上になることが予想される場合には、冷房を早めに稼働させ、始業時には室温28度以下になるよう対応しております。

また、今年の夏は、夜間でも気温が下がらない日が続いていたことから、時間外勤務時への対応として、必要に応じ、冷房運転を20時まで延長したところでございます。

以上でございます。

○石川さわ子委員 そもそも冷房のない庁舎もあるということでもありますので、今後、計画的な設置を進めるべきというふうに考えますが、今後の整備方針について伺います。

○久保秋雄太委員長 総務部長山本倫彦君。

○山本総務部長 道では、職員の執務環境を適切に管理することが重要と考えておりまして、振興局におきまして、これまでも、冷暖房の効率を高める窓ガラスの断熱改修を実施するなど、施設の機能性向上に努めてまいりました。また、空調設備の更新などにつきましては、各振興局の施設管理者であります振興局長が作成する長期保全計画に基づきまして、更新周期も踏まえた上で計画的に行っているところでございます。

今後の振興局への冷房設置につきましては、施設管理者からの要望に基づきまして、設置するための工法や費用などを勘案するほか、学校など早急に対応が求められている施設への設置の状況なども考慮した検討が必要と考えております。

○石川さわ子委員 振興局長が作成する長期保全計画を踏まえるといいましても、そこは、やはり予算次第ということが大きいのだというふうに思います。

学校においてもエアコンの設置を進めるということになっておりますが、役所におきましても、そうした暑い夏の対策を早急に進めていただきたいと思っております。

職員の健康問題にもこれは大きく響くことでありますし、新規の職員採用にも勤務環境は影響すると思っております。優秀な職員を採用するためにも、劣悪と言われている勤務環境を早急に改善することが必要と考え、この点を指摘しまして、私の質問を終わります。

○久保秋雄太委員長 石川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

丸山はるみ君。

○丸山はるみ委員 通告に従って、質問をしていきます。

まず、日米共同訓練についてお聞きします。

沖縄の負担軽減について、これまで、道内では、沖縄で行われる訓練の負担軽減という名目で、様々な訓練が実施されてきました。

道内で行われた日米共同訓練のうち、沖縄の負担軽減が目的とされるものは、過去3年間で何件あるのか、お答えください。

○久保秋雄太委員長 危機対策課長大西章文君。

○大西危機対策課長 日米共同訓練の実施等についてでございますが、本道で実施された訓練のうち、沖縄県の負担軽減を図るためのものとしては、矢白別演習場での沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施、いわゆる実弾射撃訓練や、米軍再編に係る千歳基地への訓練移転のほか、オスプレイを使用した日米共同訓練と認識しており、過去3年間の実績は、令和2年度が1件、令和3年度が3件、令和4年度が3件となっているところです。

○丸山はるみ委員 沖縄の基地負担軽減ということで、1997年に訓練が移転されてから既に26年が経過しておりますけれども、首相や防衛大臣などからは、いまだに沖縄県の負担軽減が必要というふうに言われ続けています。

移転前に沖縄で行われていた訓練と比較して、道内で行われた訓練は、同質、同量の訓練と言えるのかどうか、お考えをお答えください。

○久保秋雄太委員長 危機対策局長吉川政英君。

○吉川危機対策局長 沖縄の負担軽減などについてでございますが、本道で実施されている訓練の中でも、矢白別演習場でのいわゆる実弾射撃訓練は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づく協定に基づき設置された合同委員会において合意された内容に基づき、実施されていると承知しております。

この訓練は、沖縄県の負担軽減を図るため、平成9年度以降、地域の理解と信頼の下に実施されてきていると承知しておりますが、道では、訓練の実施に当たって、地元自治体と共に、北海道防衛局に対し、地域住民の安全、安心の確保と不安解消や負担軽減について、地元の意向を十分に反映するよう要請してきているところでございます。

○丸山はるみ委員 沖縄で訓練が行われていた当時と比較すると、兵器の種類は変化し、大型化、高性能化しています。ハイマースなどのロケット砲も持ち込まれる事態が常態化しているということで、道内の訓練で使用される兵器について、どのように把握しているのか、また、訓練規模についての具体的な検証というのは行っているのでしょうか。

○吉川危機対策局長 訓練の実施内容についてでございますが、道では、訓練の実施に当たり、訓練の分散や実施の在り方、訓練内容の事前説明といった情報提供などについて、地元自治体と共に北海道防衛局に要請してきているところであり、道防衛局からは、訓練の都度、その概要について説明を受けているところでございます。

また、新たな様態の訓練が行われる場合等において、今後とも可能な限り適時適切な情報提供に努める旨、道防衛局から回答があるところでございます。

○丸山はるみ委員 情報提供があっても、検証が行われていないのであれば、さきに述べた同質、同量の訓練であるかどうかの具体的な判断というのは、誰がどのように行っているのか、お答えください。

○大西危機対策課長 矢白別演習場における実弾射撃訓練についてでございますが、この訓練は、沖縄県の負担軽減を図るため、平成9年度から、矢白別演習場を含め、沖縄県外の5か所の

演習場において分散実施されているところであり、日本政府としては、本土において同質、同量の訓練を実施することとする旨、アメリカ合衆国政府と合意したものと承知しております。

○丸山はるみ委員 合意の内容が適切に行われているかどうか、検証しているのかということをお前は質問しているのです。誰も具体的に同質、同量と判断するということがないということであれば、訓練量がどんどん増えていってしまう可能性は否定できないと思います。

道民の安全を確保するためには、訓練の固定化、増大化を回避する必要があると考えますが、この点について北海道はどのように考えていますか。

○大西危機対策課長 地域住民の安全確保などについてでございますが、訓練の実施に当たりまして、地域住民の安全、安心の確保と不安解消などについて、地元自治体と共に道防衛局に要請をしてきたところであり、道防衛局からは、安全管理等に万全を期すほか、速やかな情報提供に努める旨の回答があり、道としては、国の責任において安全管理の徹底が図られる必要があるものと考えてございます。

○丸山はるみ委員 矢白別演習場では、夜間も射撃訓練等が行われていますが、沖縄での夜間の射撃訓練の実績というのはどういったものだったのか、お答えください。

○大西危機対策課長 米軍の夜間射撃訓練についてでございますが、国においては、実弾射撃訓練の一部として行われている夜間射撃訓練については、沖縄県で訓練の一部として行われていた夜間射撃訓練と同様のものであるとの見解を示していると承知しております。

○丸山はるみ委員 前提として、沖縄のキャンプ・ハンセンにおいて移転前に行われていた夜間訓練の実績とは、いつどのような訓練か、お答えください。

○大西危機対策課長 夜間射撃訓練についてでございますが、道としては、沖縄県で行われていた訓練の詳細は把握してございませんが、国では、夜間射撃訓練は沖縄県で訓練の一部として行われていたものと同様であるとの見解を示しているところです。

○丸山はるみ委員 報道によると、沖縄防衛局は、キャンプ・ハンセンの夜間訓練自体、移転前の1992年から1996年の間は実施していなかったとされていると。この点について、道としてどのように認識していますか。

○大西危機対策課長 訓練移転前の夜間射撃訓練についてでございますが、委員から御指摘の内容につきましては、道としてはそうした事実は把握しておりません。

○丸山はるみ委員 把握していないにもかかわらず、同質、同量というその根拠を示していただけますか。

○大西危機対策課長 夜間射撃訓練についてでございますが、道としては、沖縄県で行われていた訓練の詳細は把握してございませんけれども、国では、夜間射撃訓練は沖縄県で訓練の一部として行われていたものと同様であるとの見解を示しているところでございます。

○丸山はるみ委員 結局、夜間訓練の根拠は示されないということだと思っております。沖縄で行われていなかった夜間訓練が移転と同時にされるというのは、大きな問題だというふうに思います。

地元自治体と北海道がつくる連絡協議会は、これまで、夜間訓練を実施しないように国に対して要請してきていますが、依然として夜間訓練は実施されています。

同様に移転訓練が行われている大分県の事例ですけれども、夜間訓練が行われた際に、当時の知事が防衛大臣に直接、抗議を行っているということなのですけれども、北海道としてはどのような対応を行ってきたのか、あわせて、これまで知事は、夜間訓練の実施に際して、直接、防衛大臣へ抗議を行ったことはあるのかどうか、お答えください。

○大西危機対策課長 夜間射撃訓練に関します要請についてでございますが、地元自治体と共に、夜間射撃訓練を行わないこと、強いて実施をする場合は、短日数、短時間とし、午後9時30分までには終わることを要請しているほか、夜間射撃訓練が行われた際には、この要請とは別に、道として防衛局に対して改めての要請を行っております。

そうした中、地元自治体との要請に加えて、こうした夜間射撃訓練が行われた際には、道単独での要請を道防衛局長に対して実施してございます。

○丸山はるみ委員 北海道としては要請をしていると。夜間訓練が行われた際は、北海道単独で道防衛局長に要請をしているという内容でした。

要請はこれまでも北海道として行っているけれども、繰り返し、夜間訓練は続けられています。このことについて、北海道としてどのように認識しているのか、伺います。

○大西危機対策課長 夜間射撃訓練に関します要請についてでございますが、矢臼別演習場周辺地域は、全国有数の酪農地帯であることも踏まえ、夜間の実弾射撃訓練を行わないこと、強いて実施する場合は、短日数、短時間とし、午後9時30分までには終わることを要請しており、国においては、こうした要請の趣旨に沿って対応されていると理解をしております。

○丸山はるみ委員 矢臼別演習場周辺の住民は、酪農を営んでいる方が多くて、ヘリコプターなどの爆音の影響で搾乳にも影響が出ているとの声が届いています。

こうした道民の声に対して、北海道として負担軽減にどのように取り組むのか、また、この間の防衛局への要請のような通り一遍の要望ではなくて、訓練の中止を求めるべきと考えますけれども、北海道として検討する考えはありますか。

○久保秋雄太委員長 総務部危機管理監古岡昇君。

○古岡総務部危機管理監 日米共同訓練などについてでございますが、本道周辺の安全保障環境が急速に厳しさを増す中、日米共同訓練は、日米同盟の抑止力や対処力を一層強化するために実施される重要なものでございます。

また、矢臼別演習場における実弾射撃訓練は、訓練活動に伴う沖縄の負担軽減に寄与するものであると受け止めております。

他方、本道で実施されるいかなる訓練におきましても、道民の皆様の安全、安心が確保されることが何よりも大切であると認識をしているところでございます。

このため、道では、これまでも、道内で訓練が行われる際には、国による十分な説明や安全管理の徹底につきまして、関係自治体と共に北海道防衛局に共同要請を行うなどしてきたところで

ございます。

今後とも、関係自治体と緊密に連携しながら、住民の皆様の生活に不安や支障を与えることがないよう、国に対し最大限の配慮を求めてまいります。

○丸山はるみ委員 沖縄での訓練の負担軽減を理由に道内で行われている日米共同訓練について、それが同質、同量であるかという具体的な検証がなされていないということを理解しました。これでは、沖縄の負担軽減というのは単なるお題目になってしまうのではないのでしょうか。

そして、答弁の中で、「本道周辺の安全保障環境が急速に厳しさを増す中」という言葉がありました。そういうふうにおっしゃられています。沖縄の負担軽減を超える日米共同訓練になっていくのではないかと強く危惧するところです。

日米同盟一辺倒ではなくて、対話によって緊張を緩和する、そのことに力を入れること、これを国に求める必要性が高まっているということを指摘して、次の質問に移ります。

プレスト1・7に関する道有地信託事業についてお聞きしていきます。

受託行であるみずほ信託銀行から、信託期間の延長は困難との意向が示されていましたが、その理由をお答えください。

○久保秋雄太委員長 財産課長平田健男君。

○平田財産課長 受託者の意向についてでございますが、昨年2月の事業総括の取りまとめの際に、受託行に対して信託期間の延長について意向を確認したところ、受託行の土地信託部門の規模が縮小していることや、本事業に係る収益性が低いことから、信託期間の延長は困難との意向が示されていたところでございます。

○丸山はるみ委員 2022年に道が公表した「道有地信託事業について（事業総括）」では、信託期間の延長について、受託者に延長する意向がないため、実現は不可能であるとはっきり明記されていたわけですがけれども、僅か1年余りで、不可能が可能となったその理由についてお答えください。

○平田財産課長 信託期間の延長についてであります。道では、信託期間の満了を見据え、信託財産の取扱いに支障が生じないよう、道議会における御議論や今後必要となる手続等に要する期間も考慮し、信託延長について受託行と協議を行ったところでございます。

これに対し、受託行からは、再延長はないとの条件で1年間の期間延長を了承する旨の回答をいただいたところでございます。

○丸山はるみ委員 信託延長の不可能を可能とした理由について、もう少し詳しくお答えいただきたいのですが、お願いします。

○平田財産課長 信託期間の延長についてであります。道では、昨年2月の事業総括でお示した基本的な考え方を踏まえ、プレスト1・7の取扱いを検討してきたところであります。

「道庁西地区の整備構想」により旧中小企業会館からこのビルに移転した区分所有者6団体との調整に時間を要し、信託期間の満了を迎える状況になったところでございます。

こうした状況を受け、道では、信託財産の取扱いに支障が生じないよう、道議会における御議

論や今後必要となる手続等に要する期間も考慮し、信託延長について受託行と協議を行ったところでございまして、このたびの1年間の期間延長は、道の状況等も踏まえ、再延長はないとの条件で受託行から御協力をいただいたと考えてございます。

○丸山はるみ委員 プレスト1・7は、今年で築30年が経過しているということで、中長期的には、大規模修繕、大規模改築等も視野に検討を行わなければなりません。当初予定したほど収益が上がらず、受託行からこれ以上の継続に難色を示されている状況の中、現状が中長期的に続くとは考えられません。

老朽化が進めば進むほど収益確保は難しくなるのではないかというふうに思います。所有し続けることによる純利益と老朽化に伴う様々な費用負担の増加について、道は、今後も土地及び建物を保有したまま収益を安定的に確保できると見込んでいるのでしょうか。

○平田財産課長 賃貸事業についてでございますが、道の基本的な考え方については、昨年2月の事業総括でお示ししたとおりであります。仮に道が賃貸事業を継続する場合、安定した賃貸経営を行うには、高い入居率を維持し、収益を上げることが不可欠であると考えております。

現在は高い入居率であります。今後、市内中心部でオフィスビルの再開発が進み、オフィスの供給量が相当増える見込みがあることを考えますと、特に築年数が経過したビルでは、空室リスクが高まる可能性があることに加え、建物の老朽化に伴う修繕費用や解体工事費用等の財政負担の懸念があるものと考えているところでございます。

○丸山はるみ委員 議案では、1年間の信託期間延長を提案していますが、再延長は行わず、1年以内に対応方針を決定することができるのか、1年は案外短いというふうに思うのですが、必ず対応方針を決定するという方針と捉えてよろしいでしょうか。

○平田財産課長 信託財産の取扱いについてでございますが、このたび、受託行から、再延長はないとの条件で1年間の延長を了承する旨の回答があったことを踏まえ、今定例会で信託期間の延長をお諮りしているところでございまして、道としては、この延長期間内で信託財産の取扱いに係る手続を終えることが必要であると認識しております。

○丸山はるみ委員 北海道は、事業総括において、売却が最も適当であると結論づけているのですが、延長した1年間に売却がより現実的であるというリサーチを行うのか、あるいは、それ以外の検討を行うのでしょうか。

また、売却を行う場合のより具体的なスケジュールや売却先等も含めた見通しも検討する必要があると思いますが、この1年間でどのように検討を行うのでしょうか。

○久保秋雄太委員長 財産担当局長清水章弘君。

○清水財産担当局長 今後の対応についてでございますが、道の基本的な考え方につきましては、昨年2月の事業総括でお示ししたとおりでございます。この取りまとめから約1年半が経過したことや、道議会での御議論も踏まえ、改めて、外部有識者の方々から幅広く御意見をお聞きしながら、社会経済情勢や不動産市況の変化等を確認しているところでございます。

道といたしましては、この延長期間内で所要の手続を終えることが必要との認識の下、信託財

産の取扱いに支障が生じないよう、適時適切に対応してまいります。

○丸山はるみ委員 学識経験者の評価にあるように、当初想定された信託配当が得られなかったこと以外は、本事業は純利益を出している、道民にとってプラスの効果をもたらしたというふうに評価しています。

いたずらに保有の長期化を続ければ、これまでの利益は新たな費用負担へ回り、結果として道民負担につながりかねない事態になるということも、思いは共有しているというふうに言っていると思います。当初の道の方針どおりに、売却を行うべきだというふうに考えています。

提案した延長期間内に必ず結論を出し、道民負担を決して生じさせないための最善策を講じるべきだというふうに考えていますけれども、その点についての見解をお願いします。

○久保秋雄太委員長 総務部長山本倫彦君。

○山本総務部長 信託期間の延長は、受託行からの再延長はないとの条件で1年間の信託延長を了承する旨の回答を踏まえ、お諮りしているものでございます。

道といたしましては、この期間内で信託財産の取扱いに係る手続を終えることが必要との認識の下、手続等に要する期間も考慮しながら、道民の貴重な財産の取扱いに支障が生じないよう適切に対応してまいります。

○丸山はるみ委員 次の質問に移ります。

泊原発の安全対策と避難計画等についてお聞きしていきます。

泊原発で原子力事故が発災した場合に備えて、道及び30キロメートル圏内の町村が作成している原子力防災計画において、入院患者や入所の障がい者、在宅の要介護者等をはじめとした避難計画も明記されています。

初めに、30キロメートル圏内の避難行動要支援者は何人と把握しているのか、お答えください。

○久保秋雄太委員長 原子力安全対策課長稲場勝敏君。

○稲場原子力安全対策課長 避難行動要支援者についてであります。令和4年4月1日現在のPAZ及びUPZ内の避難行動要支援者数は7916人となっております。

○丸山はるみ委員 昨年6月28日の我が会派の質問で、北海道は、30キロメートル圏内全ての医療機関、社会福祉施設において避難計画を策定済みと答弁しています。このとき、同時に、各施設等が作成した避難計画の内容について、北海道は把握していないとも答弁しています。

各施設における避難計画の実効性について、点検、検証は誰が担うのか、お答えください。

○稲場原子力安全対策課長 医療機関などの避難計画についてであります。道の地域防災計画において、病院等の医療機関や社会福祉施設等の管理者は、原子力災害時における患者や入所者などの避難計画を策定するものとしているところであり、道や町村と共有する仕組みになっていないものの、より実効性を高めるため、その提出を求め、町村と共有をしております。

各施設においては、道及び関係町村が主催する原子力防災訓練に参加し、職員の役割を確認させるなどして、原子力災害時の入院患者や入所者の安全確保に努めるとともに、施設の運営体制

等に変更があった場合には、必要に応じて見直しを行うこととしております。

○丸山はるみ委員 これまで把握してこなかった避難計画の内容を共有していると、今、答弁がありました。従前の姿勢から変わっているわけですがけれども、具体的にこれは何を共有しているのか、全施設等の避難計画そのものを現物により確認していると理解してよろしいのでしょうか、お答えください。

○稲場原子力安全対策課長 計画についてであります、道では、医療機関や社会福祉施設から避難計画の提出を受け、当該計画を町村と共有しております。

○丸山はるみ委員 複合災害を想定し、社会福祉施設等のうち、地域防災計画で福祉避難所に指定されている施設が、原子力災害発災時には屋内退避施設としての役割も兼ね備えることになると思います。

一般的な災害における福祉避難所と、原子力災害発災時における原子力防災計画上の屋内退避施設となっている社会福祉施設の位置づけと役割等の相違点は何か、お答えください。

○稲場原子力安全対策課長 施設の位置づけについてであります、福祉避難所は、災害時に特に配慮が必要な方のために、一般の避難所とは別に、主として、高齢者、障がい者、乳幼児や妊産婦、外国人などのうち、一般の避難所では生活に支障が生じることが想定される方々が滞在することを想定した避難所であります。

屋内退避は、原子力災害発生時に住民等が自宅などにとどまることであり、社会福祉施設においても、入所者が自ら入所する施設内にとどまることとなりますことから、屋内退避施設とは、自宅や入所者が入所している社会福祉施設のことを指します。

○丸山はるみ委員 放射線防護施設の総数と、そのうち、福祉避難所の併設は何か所になるのか、お答えください。

○稲場原子力安全対策課長 放射線防護施設などについてであります、令和4年4月1日現在の放射線防護施設は22施設となっており、このうち、福祉避難所とされる施設は9施設と承知しております。

○丸山はるみ委員 原子力災害避難計画の中で屋内退避を位置づけられ、福祉避難所として要配慮者を受け入れる想定は、どの避難計画のどこに反映されているのか、お答えください。

○稲場原子力安全対策課長 福祉避難所についてであります、道の地域防災計画では、福祉避難所は、一般の避難スペースでは生活することが困難な障がい者などの要配慮者が安心して生活できる体制を整備した避難所を市町村が指定することとしております。

例えば、一般災害が発生した後、万が一、原子力災害が発生した場合において屋内退避を行う際には、当該福祉避難所に避難した要配慮者は、そのまま当該避難所にとどまることとなります。

なお、国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」では、福祉避難所における施設整備や、物資・器材、人材、移送手段の確保、運営体制の事前整備などが示されており、市町村は、福祉避難所の施設管理者等とあらかじめ調整、協議する必要があるとされているところです。

○丸山はるみ委員 要配慮者の受入れについてなのですが、実際の訓練ではどのように取り組まれているのでしょうか。また、訓練の中でいろいろ課題が出てくると思うのですが、どのように対応し、計画にどのようにフィードバックをされてきたのか、お答えください。

○稲場原子力安全対策課長 原子力防災訓練についてであります。道と関係町村が実施している原子力防災訓練においては、防災関係者や地域の住民の方々のほか、社会福祉施設や医療機関にも参加をいただきながら、避難訓練や屋内退避訓練の実施、物資の緊急輸送訓練、通信連絡訓練などを実施してきているところです。

道では、訓練に参加をいただいた住民の皆様に対するアンケート調査や参加機関に対する事後調査を行い、これまで対応手順の理解不足などの課題を把握したところであり、こうした課題も踏まえ、専門家の話を伺うなどしながら、訓練や研修の内容の見直しを行っているところです。

○丸山はるみ委員 今の答弁で、要配慮者の受入れにおける課題について、「対応手順の理解不足」という言葉がありましたけれども、現場の人たちの理解不足という表現はちょっと問題があるのかなと。理解不足に至っている現状の北海道自身の責任についてどのように考えますか。

○稲場原子力安全対策課長 訓練結果についてであります。訓練終了後に関係機関等に行った事後調査を基に得られた課題などについては、関係機関の皆様とも共有し、検証してきたところであり、道としては、こうした課題も踏まえ、訓練や研修を積み重ね、防災対策の実効性を高めてまいります。

○丸山はるみ委員 あってはいけない原発事故であり、しかも、専門的な事柄も多いというふうに思います。なので、なかなか理解を得るといことも難しいと思いますけれども、そこを住民の立場に立って説明を尽くしていくということを求めたいと思います。

次の質問に行きます。

さきの一般質問で、複合災害を想定した在宅の要配慮者の受入れや物資の輸送訓練を延べ20施設で行ったというふうに答えていましたけれども、実数を教えてください。

○稲場原子力安全対策課長 訓練を行った施設数についてであります。これまで、社会福祉施設において在宅の要配慮者の受入れに係る訓練を実施したのは4施設、物資の緊急輸送に係る訓練を実施したのは7施設となっており、PAZ内の要配慮者は、特に初期段階での避難が必要との考えの下、繰り返し訓練を行っているところです。

以上です。

○丸山はるみ委員 ちょっと確認したいのですが、要配慮者の受入れ訓練を実施した4か所というのは、いずれも放射線防護施設でよろしいのでしょうか。

○稲場原子力安全対策課長 いずれも放射線防護施設となっております。

○丸山はるみ委員 そうしたら、もう一つ、屋内退避施設となっている社会福祉施設では、要配慮者の受入れ訓練を1か所も行っていないということでもよろしいですか。

○稲場原子力安全対策課長 放射線防護施設での受入れ訓練につきましては、1か所で行っております。

以上です。

○丸山はるみ委員 屋内退避施設となっている社会福祉施設での要配慮者の受入れ訓練は、1か所でやっているということでしょうか。

○稲場原子力安全対策課長 屋内退避ができる施設での訓練につきましてお答えいたします。屋内退避ができる施設では、4施設となっております。

○丸山はるみ委員 放射線防護施設を除いて、屋内退避できる施設の中で社会福祉施設というのがあるのですけれども、そこで要配慮者の受入れ訓練をやっている場所は何か所あったかというのを聞きたかったのです。すみません。後で確認して教えてください。

それでは、次の質問に行きますが、ただいまの答弁で、複合災害を想定した社会福祉施設関係の原子力災害訓練は、物資補給で7か所、それから、要配慮者の受入れ訓練は4か所ということで、両方でも1割に満たないことが分かりました。

社会福祉施設は、職員体制がぎりぎりの中で日々の業務を行っていますから、その中で、原子力防災計画の策定自体が大きな負担となっていると現場の方から聞いてきました。施設利用者も参加する訓練を全施設で機械的に実施できるというものでもなく、実際に訓練を行うということは極めて厳しい状況だというふうに感じています。

参加が広がらない理由について、北海道はどのように考えているのか、お答えください。

○稲場原子力安全対策課長 訓練への参加などについてであります。昨年度に実施した原子力防災総合訓練に参加いただいた病院等の医療関係機関や社会福祉施設等の数は、30キロメートル圏外への避難訓練を行った施設が2施設、屋内退避訓練を行った施設が97施設、通信連絡訓練を行った施設が84施設あったところです。

屋内退避や通信連絡の訓練には、多くの施設に参加いただいていると考えておりますが、避難訓練に関しては、施設側の実施負担なども考慮しつつ、今後とも、訓練への参加を促すとともに、社会福祉施設等の民間事業者を対象とした研修、地域住民の方々への学習会等を継続的に実施するなど、様々な取組を通じて原子力防災に関する理解促進や体制の構築に努めてまいります。

○丸山はるみ委員 やはり、避難訓練を行うということのハードルがかなり高いのだというふうに思いますが、泊原発は、発電していなくても、事故が起きる可能性はゼロではありませんので、避難訓練を実施できるような支援をお願いしたいと思います。

ある社会福祉法人が策定した原子力災害対応マニュアルには、福祉避難所に避難する要配慮者の受入れ方法について記載されておりました。

原子力災害避難計画では、避難に必要な車両数や必要人員数まで記載されていますが、それは施設利用者に対応した計画です。

福祉避難所と退避施設の併置となっている社会福祉施設等に避難する要配慮者が具体的に把握されていないことから、実際に、どのような車両が何台必要で、どのような職種の要員が何人必要か、これを北海道があらかじめ想定し、北海道の責任において準備すべきものと考えますけれ

ども、見解を伺います。

○**稲場原子力安全対策課長** 要配慮者の把握などについてであります。福祉避難所は、想定収容人数を定めた上で、市町村により指定されており、また、国のガイドラインでは、市町村は、平時から受入れ対象者の現状等を把握することとされていることから、原子力災害発生時に避難が必要となった場合においても、こうした情報を活用し、対応することが基本となります。

複合災害時において福祉避難所で実際に受け入れる要配慮者の広域避難については、避難バスに乗車可能な方はバスにより行っていただくとともに、各施設及び町村が保有する車両等のほか、福祉車両を保有する運送業者などによる支援を受けることを基本とし、さらには、状況に応じて自衛隊などの実動機関の支援を受けるなどして対応することとなりますが、引き続き、円滑かつ迅速な避難が行えるよう、不断の見直しに取り組んでまいります。

○**丸山はるみ委員** 次に、一般災害時における福祉避難所の備蓄物資については各自治体において調達するものと承知していますが、原子力防災は、国と道の責任による広域的対策が求められ、自治体ごとに対応に差が生じてはならないというふうに考えます。

30キロメートル圏内の社会福祉施設のうち、3日間の備蓄が義務づけられている放射線防護施設は何か所でしょうか。放射線防護施設ではなくても、屋内退避を行う社会福祉施設等は何か所でしょうか。そのうち、屋内退避に備えて備蓄を避難計画に明記しているのは何か所で、その備蓄状況はどういうふうになっているのか、お答えください。

○**稲場原子力安全対策課長** 災害備蓄についてであります。PAZ及びUPZ内の社会福祉施設69施設のうち、備蓄が義務づけられている放射線防護施設は12施設であり、収容可能者数の3日分の食料及び生活物資等を備蓄しております。

備蓄の義務づけがない放射線防護施設以外の57施設における備蓄状況等は、把握していませんが、政府の原子力防災会議で了承された「泊地域の緊急時対応」においては、緊急時に備え、関係町村では、食料及び生活物資等の備蓄を実施することとされているところです。

また、万が一、不足等が生じる場合は、道が調整を行い、道内市町村や民間事業者等の協力を得て、食料等を融通、供給することとしているほか、国からの物資を集積する拠点地域や一時集結拠点を設定し、地域のニーズや状況等を踏まえて、物資を供給することとしております。

○**丸山はるみ委員** 原発災害の場合は、屋内退避を計画に掲げていますけれども、放射線防護施設以外の社会福祉施設の屋内退避の前提となる食料確保について、責任ある取決めがないのではないかというふうに思います。

屋内退避を想定している社会福祉施設の備蓄状況を把握していないということでもいいのかということなのですが、計画の内容をもっと精査して、バージョンアップしていくという意味で、町村に対応を丸投げするのではなくて、道として計画をしっかりと把握し、責任を持って備蓄できるようにすべきではないかというふうに思いますが、見解を伺います。

○**稲場原子力安全対策課長** 備蓄などについてであります。放射線防護施設以外の社会福祉施設

設については、備蓄の義務づけがないことから、その状況等は把握していないところでありますが、「泊地域の緊急時対応」においては、関係町村が食料や生活物資等の備蓄を実施することとされており、不足等が生じる場合は、道が調整を行い、道内市町村や民間事業者等のほか、国からの物資を供給することとしているところであり、万が一の際には、こうした物資が活用されることとなります。

○丸山はるみ委員 胆振東部地震のときに、コンビニではバナナしか並ばなかったとか、いろいろなことがありまして、各市町村でも、備蓄については、その後に見直されて、バージョンアップされてきていますけれども、関係町村でやればいいということではなくて、やっぱり、そこにも北海道が責任を持っていく必要があるかなというふうに重ねてお願いをしておきます。

次の質問ですが、これは社会福祉施設だけの問題ではなくて、現場の苦勞に寄り添って対応してこなかった北海道に大きな問題があるというふうに思いますけれども、現状をどういうふうに是正していくのか、お考えをお聞きしたいのですけれども、お願いします。

○久保秋雄太委員長 原子力安全対策担当局長村松卓己君。

○村松原子力安全対策担当局長 社会福祉施設等の防災対策についてでございますが、病院等の医療機関や社会福祉施設などにつきましては、道及び関係町村と連携をし、調整を図った上で避難計画を作成したところであり、避難先や避難手段の確保などにつきましては、施設や関係町村だけで対応できない場合におきましては、道が関係機関と連携をし、必要な支援を行ってきたところでございます。

原子力災害時におきまして、屋内退避や避難などの防護措置を確実に行うためには、計画の策定だけではなく、訓練への参加や各種防災に関する知識の普及啓発などにより、理解を深めていただくことが大変重要でございます。

道としましては、これまでも研修の場で、社会福祉施設から防災対策等に関する話を伺う場面を設けるなどしてきたところでございますが、今後とも、関係町村と連携をし、施設等の方々の声も丁寧にお伺いしながら、訓練や普及啓発に継続的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○丸山はるみ委員 社会福祉施設等における避難計画について、北海道は把握しておらず、自治体任せになっているという態度は問題だと、我が会派は以前から指摘してまいりました。今回、より具体的な対応について、十分に詰め切れていない課題がまだあるということが明らかになりました。

現状のまま放置すれば、万が一、原発事故発災時に、マニュアルに書いていないことが次々と起こり、臨機応変どころではない状況に追い込まれるのではないかとというふうに思います。

北海道として実態把握を行い、町村や施設等と緊密に連携して、対策の強化を図るべきではないでしょうか、お考えをお聞かせください。

○古岡総務部危機管理監 原子力防災対策についてでございますが、社会福祉施設等の避難計画につきましては、町村の地域防災計画との整合性を図る観点から、施設が立地する各町村におい

【第1分科会 10月3日 第4号】

て、計画の把握や確認などを行うこととしておりまして、道では、こうした取組に当たっては、町村とも連携しながら実施をしてきたところでございます。

原子力防災対策は、防災計画や避難計画の策定をもって完了するものではなく、原子力災害時におきまして、計画に基づく屋内退避や避難などの防護措置を確実に行えるよう、不断に取り組んでいくことが重要でございます。

道といたしましては、これまでも、機会を捉え、社会福祉施設の方々の声を伺うよう努めてきたところでございますが、今後とも、関係町村と連携して、施設の方々への避難訓練の実施や各種研修会へ参加いただくことを通じまして、課題を整理、分析し、今後の防災対策に生かすなど、原子力防災対策に終わりはないとの認識の下、その充実強化に不断に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 よろしく申し上げます。

次の質問です。

泊原発旧防潮堤について、北電が自主的な取組として設置したと一般質問で答弁していますが、安全性について、国や道と何の協議もなく防潮堤を設置したのか、お答えください。

○久保秋雄太委員長 環境安全担当課長松永和敬君。

○松永環境安全担当課長 泊発電所の防潮堤についてであります。平成26年12月に北電が設置した防潮堤は、北電の自主的な緊急安全対策の一環として、福島第一原発事故を踏まえ、海拔15メートルの津波が泊発電所に来たとしても、敷地への浸水を防ぐことができるよう設置したものであります。

なお、北電は、その実施内容について、当時、発電用原子炉施設の安全性に関する総合評価、いわゆるストレステストの1次評価の報告書において、国に対し事前に報告しているところでございます。

○丸山はるみ委員 一連の北電の工事費は、道民の電気料金から賄われております。僅かの間に莫大な金額が支出されていることとなります。

北電の資料によると、新たに建設される防潮堤の設計方針について、安全性をより一層高める観点から、岩着支持構造による防潮堤に変更することとしているとあります。

基準津波の決定の見通しと新たな防潮堤の設置基準の関係を説明してください。

○松永環境安全担当課長 防潮堤の設計方針などについてであります。基準津波については、現在、原子力規制委員会における審査が継続中であり、その見通しを申し上げる状況にはございません。

防潮堤の設計方針に関する審査につきましては、基準地震動、基準津波の審査を踏まえ、行われるものと承知しております。

○丸山はるみ委員 新規制基準では、想定される津波のうち、最も規模が大きいものを基準津波として策定し、その津波が敷地へ流入しないように防潮堤を設置するなど、安全上重要な施設への浸水防止の強化が求められています。

新規制基準適合性審査では、泊原発の耐津波設計方針に関する審査はどのような進捗状況か、お答えください。

○松永環境安全担当課長 津波対策に関する審査についてであります。規制委員会が求める耐津波設計方針に関する審査は、基準津波に対して、津波の敷地への流入や漏水による安全機能への影響などによって、重要な安全機能を有する施設がその機能を損なわない設計であることが要求されております。

現在、基準津波の審査と併せて、想定される津波の設定の考え方や防潮堤の耐津波に関する審査がなされているところでございます。

○丸山はるみ委員 旧防潮堤は、何ら安全性に寄与することなく、撤去されてしまいました。このようなことが繰り返されてはならないと思いますけれども、新防潮堤の安全性の確認は、いつどのように誰が判断をしていくのか、また、北海道は、その際、北電の示す対策について、北電と協議を行うことになるのか、お答えください。

○松永環境安全担当課長 泊発電所の安全対策についてであります。原発の安全性の確保に当たっては、規制責任を担う規制委員会において、最新の知見を反映した新規制基準に基づき、審査、確認が行われるものとなっております。

現在、防潮堤などの津波に対する安全対策も含め、規制委において審査が継続しているところでございます。

○丸山はるみ委員 旧防潮堤が撤去され、津波対策がノーガードのまま、今も泊原発には981体の使用済燃料が保管されています。

津波対策が強化されていない現状において、津波災害による被害想定と対策というのはどう考えられ、対策が取られているのか、お答えください。

○松永環境安全担当課長 津波対策の現状と安全対策についてであります。北電においては、現時点の津波対策として、水密扉による建屋への浸水防止のほか、使用済燃料については、津波の影響を受けない海拔31メートル以上にある燃料ピットでの保管や、多様な冷却手段の確保といった必要な措置を講じている旨、公表しているところであります。

なお、北電が保安規定に基づき津波への安全対策を適切に実施していることについて、原子力規制庁においても確認しているものと承知しております。

○丸山はるみ委員 原子力発電に関し、専門的かつ難解な用語も多い中で、道は、道民に対して分かりやすく情報提供を行う必要があるとして、原子力専門有識者会合を設置しています。

この有識者会合の役割を改めてお聞きするとともに、これまで、いつ何回開催され、どのようなテーマを道民に分かりやすく伝えてきたのか、実績を併せてお示してください。

○村松原子力安全対策担当局長 原子力専門有識者会合についてでございます。原発の安全性につきましても、規制責任を担う国と保安責任を負う事業者が責任を持って説明すべきと考えておりますが、道としましても、安全対策や審査状況等についての的確に把握をし、道民に対し分かりやすい情報提供を行うことを目的に、原子力専門有識者会合を開催しているところでございま

す。

このため、専門有識者には、地質や地震、津波、原子炉などの各分野に関し、道やほかの自治体が審議会の委員等に委嘱している実績のある有識者の中から選任をしており、専門的、技術的な見地から助言をいただくこととしております。

新規制基準の適合性審査が続く中、これまで、この会合を3回開催し、規制庁からの新規制基準の概要や北電からの審査で指摘されている課題への対応状況、敷地の地質・地質構造などに関する説明の内容につきまして、有識者の助言を受けながら確認するとともに、北電に、道民の皆様に分かりやすい表現となるよう改善し、情報提供するよう求めたほか、道におきましても、議事録や主な質疑応答を取りまとめ、道民に対しホームページにて公開しているところでございます。

以上でございます。

○丸山はるみ委員 適合審査で、泊原発の基準地震動が693ガルに変更されました。これがどのような意味を持つのでしょうか。

また、巨額な費用をかけた旧防潮堤が撤去され、基準津波が審査に合格するまで強化されるべき津波対策がないままとなりますが、その間の安全対策はどうあるべきかなど、問題は山積しています。

12年近くにわたって稼働していない泊原発ですが、原子力事故の可能性は常にあります。原発避難への関心を高めるためにも、高い専門的知見を有する有識者から分かりやすく現状を説明していただく必要がある時期ではないかというふうに思いますが、見解をお聞かせください。

○古岡総務部危機管理監 有識者会合の開催についてでございますが、道では、有識者会合につきましては、審査の進展に応じまして、一定の方向性が確認された場合、適宜、開催することとしているところでございます。

泊発電所につきましては、現在、地震、津波などの自然災害やプラント施設につきまして、引き続き審査が行われているところでございまして、道といたしましては、こうした原発の安全対策につきましては、内容が専門的で難解な用語も多く、道民の皆様に分かりにくい面もありますことから、今後、審査の進展状況などを踏まえ、適宜、有識者会合を開催するなどしながら、道民の皆様に対し、より丁寧で分かりやすい情報提供に取り組んでまいります。

○丸山はるみ委員 今答弁いただきましたけれども、知事に直接伺いたいというふうに思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願いいたします。

これで終わります。ありがとうございました。

○久保秋雄太委員長 丸山委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管に関わる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保秋雄太委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○久保秋雄太委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本分科会は、9月27日に設置以来、付託議案をはじめ、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、淵上副委員長をはじめ、委員各位の御協力によるものであり、厚くお礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時47分閉会